

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録 (2)			
日 時	平成16年10月4日(月)	開 議	午前10時00分
		散 会	午後 5時49分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	小林委員長、佐々木(勝)副委員長、大橋・大畠・菊地・吹田・小前・井川・北野・松本・高橋・秋山 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、木野下・久末両監査委員、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、建設部参事、小樽病院事務局長、保健所長、消防長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に大橋委員、高橋委員をご指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類審査のため、当委員会を秘密会にいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、さように決しました。

(秘密会)

休憩 午前11時40分

再会 午後 1時00分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブ、れいめいの会の順といたします。

それでは、共産党。

菊地委員

コストの削減について

コストの削減のことについて質問したいと思います。

平成15年度の削減率、それから主にどういうところで効果を上げられたのかということについてお聞きしたいと思います。

(財政) 谷野主幹

コスト削減の実績でございますけれども、今年は水道局、下水道事業所2件、技術基準を見直してございます。それから、設計手法の見直しが土木、建築都市部など5件、適切な発注の推進ということで水道局が1件ございます。主な事業といたしましては、下水道事業所污水管布設工事、マンホール継手の変更、それから排水管整備で管種の見直しなどがございます。設計手法の見直しといたしましては、しゅんせつ工事の固化剤の変更、セメント系から石炭灰に変更。それから建築といたしましては、菁園中学校の屋体、これが内部の仕上げの変更がございまして、床タイルをモルタル塗にした。それから、外壁、防火サイディングをガルバリウム鋼板に変更、床の合板を針葉樹合板にした、こういうことでございます。それから適切な発注ロットの設定といたしましては、地区毎の発注化の推進というふうになってございます。

菊地委員

削減率についてはお答えいただけましたか。

(財政) 谷野主幹

削減率でございますけれども、14年から比べますと約2.45パーセント、平成8年をベースといたしますと、6.35パーセントの削減率となっております。

菊地委員

平成10年度以降、コスト削減でいろいろ努力されているのですけれども、工事の在り方とかそういうことで6年ほどたっていますよね。例えば、標準的な工事で、本来ならもっと質の高いものを使うべきところを安くするとか

ということで、あるいは6年たった今、補修工事とかそういうことが必要になってきているとかということはないのですか。

(財政)谷野主幹

品質につきましては、コスト縮減の第一の前提というのが、そういう品質を保って縮減するというのが前提ですので、その辺コストを縮減いたしましても、5年、6年たちましても、その品質には劣化とかそういったものについては考えることはないと思います。そういったことで今コスト縮減をやっております。

菊地委員

若干縮減率が、平成8年度をベースにしますと下がってきているような気がするのですが、それ以降の縮減率というか、その見通しというか、そういうことはどうなのですか。

(財政)谷野主幹

来年度以降の工事、どのようなものがあるかというのは、完全に把握しきっておりません。今、いろいろ縮減の施策を講じておまして、若干縮減の手法にはいろいろなものがあるなど、弾が尽きてきたかなという部分もございしますが、これはこれからまだじゅうぶん工事に対しましても、これは手法を検討しまして、今後ともコスト縮減については努力していきたいと思っております。

菊地委員

市のホームページについて

ホームページのことにしてお聞きしたいのですが、ホームページについて、アクセス数をどういうふうに評価するかがちょっとわからないのですけれども、評価についてお伺いしたいと思います。

(総務)広報広聴課長

市のホームページのアクセス数についてのお尋ねでございますが、その評価の方法としましては、市のホームページの一番トップにある、表紙に当たる部分です。そこをクリックされた回数でカウントしています。ホームページが開設されたのが平成10年12月です。それ以降、毎年度のトップページへのアクセス回数の毎月平均の数で申し上げますが、平成10年度が2,327、11年度が3,536、12年度が7,343、13年度が1万5,540、14年度が2万642、15年度が3万5,629ということで、これが毎月平均のヒット数でございます。

菊地委員

ホームページそのものに対する市民の情報とか苦言とか提案とか、そういうものについてはいかがなのでしょう。

(総務)広報広聴課長

ホームページに対する市民の皆様のご要望ということでございますが、予想外に市民の皆さんからホームページに対しては直接のご要望はいただいておりません。ただ、市の広報誌もそうですが、市民に対して見やすさといいますが、読みやすさということ、これは当然のことでございますので、それについて市の方でもそのあたり心がけている状態です。

菊地委員

私は、実は、今ホームページを見させていただいているので、その中の何件、何十件かは私がアクセスしたのかなというふうに思っているのですけれども、先日、次世代育成支援行動計画関係の市民協議会を傍聴させていただいたのですけれども、その中でもホームページに対するご意見が出ておまして、ちょっとあまり評判がよくない評価だったのです。いろいろなところのホームページを見ていただくとよくわかるのですけれども、すぐ転入してきた人が、小樽はどういうところなのかなと、すぐアクセスできるようなそういうものとか、あるいは子どもを育てる方が子育てについての情報を知りたいというところで、すぐ見られるようなものとか、そういうものに対する要望がそのときに出ていて、私もそれはそのとおりだというふうに思ったのですが、今後、そういうものについて

の改善・検討していく、そういうところというのは小樽市ではどのようになっているのですか。

(総務) 広報広聴課長

ただいまのご質問なのですが、市民あるいはホームページを利用する方にとって探しやすいといいますが、自分の必要としている情報にすぐたどり着けるということのご質問だったかと思うのですが、市のホームページも従来は内容をあまり分類しないで項目を並べているような状態で、それが市民については使いづらいという状況が確かにございましたので、ホームページをリニューアルということで検討を進めた結果、今年6月からなのですが、ホームページのトップページから、「くらし」、あるいは「かんこう」、「けいざい」など、利用者から見て、自分が必要な情報がどこにあるかということを見出しを付して使いやすくということで、一定の改善は図ったところでございます。ただ、ホームページは全国さまざまな先進事例がございますので、それぞれの先進事例、使いやすいホームページということを常に念頭に置いて改善してまいりたいと思っております。

菊地委員

特に子育てのページなどを開くと、とにかく楽しい行事とかあるいは施設などの、そういうものをどんどん見ていきたいと思うようなホームページがあるのですよね。例えば、小樽市は保育所のページを開いても、ホームページを持っているところが認可外保育所の3か所だけがリンクされているのですけれども、もし今、次世代育成について「げんき」だとか、それから「風の子」だとか、とても楽しいいろいろな催物をやっている原課のホームページなども、ぜひそういうことを市民にお知らせしていくような方向でこれからも改善していただきたいのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

(総務) 広報広聴課長

ただいまのご質問、そういったご要望なのですが、確かに利用される方が次々とページを開いていきたくくなるような、そういう楽しいホームページづくりといいますが、また、必要な情報が市のホームページ上になくとも、市以外の組織・団体のホームページへのリンクといいますが、そのホームページにつながっていくようなそういうしくみも、より充実させて、見やすい小樽市のホームページにしてまいりたいと考えています。

北野委員

新財政健全化計画について

財政部に尋ねますが、財政健全化計画を平成12年度に擁するわけですが、その後修正を加えています。この財政健全化計画ができる計画に基づく取組が15年度決算にどのような影響を与えたかを説明してください。

(財政) 財政課長

代表質問で市長からも答弁しておりますが、15年度は15年度予算をつくるに当たって、財政健全化計画では45億円の赤字が見込まれました。それを解消するために、事務事業の見直し等をヒアリングして、事務事業の見直しで約16億円、それと健全化計画をつくったときから15年度予算に至るまでの事業の増減がありまして、それで6億円の削減になる。単年度では22億円が予算として減ったこととなります。それは当初予算ですから、収支はとれているわけですが、その後、今回決算してみましたら、決算収支としては4,400万円の黒字と。ただし、そこで取り崩すとしていた財政調整基金だとか、減債基金の取崩しが若干減りましたので、そういうことで実質的な赤字額が約8億円ということで、この差になっているのだということでもあります。

北野委員

政府の地方財政対策が示されると。そうすると、いわゆる健全化計画、意見は分かれるけれども、現行の計画がとんざしているのがもう一度作り直されるというふうに向っているわけですがけれども、これを正式な健全化計画、新健全化計画とするのか、あるいは以前やったように、収支の見直し程度にとどめるというふうにするのか、その辺の考えをお聞かせください。

(財政) 斉藤副参事

ただいまの計画の問題でございますけれども、私どもが今考えておりますのは、一番大きい要素は三位一体改革がどんなふうになるかということなのですけれども、当面はやはり短期的には財政再建団体への転落回避と、それから長期的には、これまでもいろいろ財政再建の見直しのところで申し上げますとおり、安定して継続可能な行政運営をなしうる財政体質を構築すると、こういうことで努力しているところがございますので、この大きい影響を見極めながら目標を設定あるいは計画期間をどのように定めるか、そういったことを決めていかなければなりませんので、新しい健全化計画を策定したいと、このように考えております。

北野委員

ちょっと抽象的でわかりづらいのですけれども、新健全化計画とするのであれば、年次はどれぐらいを想定しているか、その理由。

(財政) 斉藤副参事

期間の関係でございますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、三位一体の影響がどの程度になるのか、それを踏まえて財政収支の見込みを立てなければなりません。そのときにその幅が、また金額の財政再建に必要な額がどの程度になるのか、そういったことを踏まえながら、計画も期間も設定をしていく必要があるのではないのかと、こういうふうに考えております。

北野委員

そうしたら、期間はまだわからないということですか。

(財政) 斉藤副参事

今のところは、何年とはっきり申し上げる段階ではないです。

北野委員

いや、そうしたらおかしいのではないか。新健全化計画だから、少なくとも3か年とか5か年で普通はやるわけでしょう。ところが、三位一体改革の中身がわからないから、期間が示されないというのだったら、新健全化計画にならないのではないですか。

財政部長

全体のスケジュールだとか何か11月中ぐらいに全体像が示されてくることになっております。一方、地方六団体もいわゆる補助金の改革なども一気にという格好で、分けて国の方に提案をさせていただいているわけです。ですから、それとの関係で、果たして国の方が今回どのような形を示していくかということがございます。おっしゃるとおり、それが5年になるのか、3年になるかわかりませんが、その辺を見て、一定の年数というのは当然決めていかなければならないというふうには思っています。

北野委員

前にやったように、例えば平成17年度のベースをそのまま3年引っ張るとか、5年引っ張るとか、毎年、毎年やるのであれば、それ以外の道はないのではないですか。そういうことを踏まえて、新健全化計画にするのでしょうか。違いますか。

財政部長

今の計画が、交付税にしても税収にしても、途中で見直しして、ずっとフラットに今そういう状況になっておりますので、おっしゃるとおり、国の方の姿が見えれば、それがどういう形で今後来るのかと予想はつきませんが、ただ、そこがやはり難しいところです。ですから、その入り口の部分をどういうふうに把握するかということが一番重要ですから、そこをきちんと見た上で、どうするかと判断していかなければならないと思いますので、今の段階で具体的に申し上げることはなかなか難しいと思います。

北野委員

そうすると、皆さんが示された3健全化計画、収支の見直しを含めて3回我々に提出しているのです。この場合、収支の見直しを行ったでしょう。そのときに、13年度ベースで3か年引っ張るといふふうに計算して、見直しを図ったのではないですか。そうしたら、そういう方法しかないのではないですか。だから、三位一体では、何をあなた方は期待して年次を策定できないと言っているのか。言っている意味がよくわかりません。

財政部長

ですから、何回も繰り返しになりますけれども、3年にしても、5年にしても、やはり入り口の部分がどのような状況で来るかということがよく見えない状況もありますから、その辺をきちんと見てからでないと、17年度以降何年間でそのまま推移を落としていくのか、あるいはフラット化していくのか。一方で、これは今まで補てんしてはおりませんけれども、これまでの計画の中でも、国の経済成長とかなんとかという要素もあるわけです。ですから、それがどんなふうになっていくのかというようなことも一定程度考慮に入れる必要がございます。ですから、その辺をよく見極めなければ、今、こういう方法で何年間で計画にすることとはなかなか答えにくいという意味でございます。

北野委員

それにしても、三位一体改革がはっきりしないと、3か年でも5か年でも年次が明らかにならないということで理解しておきます。

財政再建について

行政改革を中心として、40億円の効果を生み出すと。この中身は省きますが、この行政改革を中心とした40億円の財政効果を生み出すメリット・デメリットについて触れ、トータルとして小樽市の財政再建に役立つといふふうに考えているのかどうか、総合的にお答えいただきたいと思います。

(財政) 齊藤副参事

財政健全化計画の関係でございますけれども、私どもも人件費20億円、それから歳出15億円、それから歳入5億円、合わせて事務事業の見直しに20億円、合計40億円を見直していきたいと、こういうことで進んでございます。

このメリットでございますけれども、まず市民から見た目で、やはり市みずからがどういうふうに進めていくか、そういったことを明らかにするといふような意味合いがあると思います。ただ、我々の行革を中心に据えながら、その中で健全化を中心に据えて、健全化を進めていくということなのですけれども、スリムな組織をつくっていく、それから職員の意識改革に影響がある、こういった行政の効率化につながるものと考えております。

また、デメリットなどでございますけれども、人件費の削減が20億円、けっこう多額に上ります。職員にとりましては、職員給与の削減などによって仕事への勤労意欲の減退を招く、そういった可能性も否定はできないと思います。ただ、いずれにいたしましても、現状では市民の多くも本市のおかれている厳しい財政状況を理解し協力いただいていると考えてございます。

また、いろいろな歳出の削減を行ってしまして、そういった中で適正な受益者負担を見直すということでやってはおりますけれども、いろいろな各種行政サービスの提供に当たって、サービスを受ける者、そしてその方の負担、そういったものを適正化するといふ中で、市民の負担感についての配慮というものを一定程度必要だと考えておりますので、引き続きこういった行政改革を通じまして財政再建に当たっていききたいと、こういうふう考えているところであります。

北野委員

職員のことについて触られたけれども、市民の購買力だとか、それから医療、福祉、こういうものの負担増ということになりますと、購買力に当然影響するということになりますから。だから、総合的に見て、小樽市の財政再建に役立つのかどうかということを知っているのですけれども。だから、主な指標だけ上げて、こういうことから40億円の効果を生み出して役立つのだといふふうに説明をしてくれませんか、質問にかみ合せて教えてください。

い。

(財政) 齊藤副参事

ただいまの件でございますけれども、例えば、16年度当初にいろいろな人件費の削減等で16億7,000万円の財政効果を現実に生み出したわけです。三位一体の影響がなければなのですけれども。こういった中で、トータルの財政を申し上げますと、北野委員から市民の立場で医療あるいは福祉サービスの低下につながらないかと、このような意味合いかと考えておりますけれども、確かにこういった危機的な状況でございますので、市民の方々には一定程度負担をお願いをしながら、こういうふうに財政再建を進めていくと、そういった中で全体的には一定程度財政健全化に役立っている、こういうふうに考えているところでございます。

北野委員

財政健全化に役立っているというのは、歳入も伸びていくというふうに理解していいのですか。歳入も落とすし、歳出も落とすから、とんとんだからなるという理解なのですか、どちらですか。

(財政) 齊藤副参事

財政再建、単純に言ってしまうと、いかに収入を増やすか、また、逆に歳出を抑制するかと、これが財政再建の、財政のこういった観点からだけ見れば、そういった観点だと思います。しかしながら一方では、市民サービスを守っていくか、どう維持をしていくかといった観点も必要でございますので、こういった市民負担にも一定の配慮をしながら健全化を進めているという考え方でございます。

北野委員

今、答弁にあった歳入の見通しについてなのですが、小樽市の歳入の大きな比重を占める市税と、それから地方交付税ですが、地方交付税は国のこともありますから別にして、市税の見込み、これは財政再建との関係でどういふふうに計算していますか、見通しを述べてください。

(財政) 市民税課長

先ほどから言われております歳出で15億円、市民負担を中心にした歳入で5億円という、このほかに職員負担の分で人件費20億円があるわけですが、この20億円というのは、市民税の課税対象となる給与収入が20億円減るということになります。これを個々の家族構成とか所得構成などの要素を抜きに、単純に市税収入の中で計算していきますと、まず所得割の課税所得をまず10パーセント減の18億円と見なします。そして、税率といたしましては、16年度の課税調査の中では平均で今年は4.7パーセントとなっておりますけれども、その4.7パーセントを掛け、さらに税収減で15パーセントありますので、それらを考慮いたしますと、職員の給与費で減といたしますか、影響を及ぼす金額というのは約7,200万円減るのではないかと推計はしております。

北野委員

いや、それは前にも7,000万円というのは答弁いただいている部分です。それは職員の給与でしょう。そのほか、個人市民税について、この間の推移も含めて教えてください。副参事が歳入を伸ばすというわけですから、伸びるのかどうか。どなたでもいいです。

(財政) 市民税課長

個人市民税について答弁させていただきますけれども、確かに個人市民税につきましては、ここ10年以降、年間当たり個人の調定額は1,000円ぐらいずつ減ってきておりまして、個人市民税は減少傾向にあります。この要因を考えますと、納税義務者の所得区分というのが、給与所得者が大半、85パーセントを占めておりまして、景気の回復の遅れが給与に反映していくものと考えておりまして、今すぐ市税収入が伸びていくものとは望んでおりませんし、考えてもいません。ただし、16年度税制改正が行われておりますので、これら国の各種の税制改正、徴税法の改正などにより、若干の増収対策がなされておりますので、そういうものを加味していきたいという考えでございます。

北野委員

平成15年度市税概要が全議員に配られています。これは14年度決算までの数字しか示されていませんが、この11年度から14年度までの推移、加えて15年度どうなったか。そして、落ち込んできているわけですから、それは先ほど説明した理由というふうに理解していいのか。

(財政)市民税課長

確かに、市税概要の11ページに、納税義務者の1人当たりの調定額が落ちていきますし、そのほかに市税収入といましては、全体で11年度に約49億円あったものが、14年度では44億円、さらに15年度におきましては調定額は約42億円ということで、かなり減ってきております。これらの要素につきましては、人口の減少によって納税義務者が減っているということがその大きなものと考えております。

北野委員

それならちょっと説明にならないと思うのですよ。人口が減れば、それは減るのはわかります。しかし、私が聞いているのは、質問の全体からいえばおわかりいただけると思うのですけれども、あなたが答弁されたように、1人当たりの調定額が下がってきているわけでしょう。だから、現に小樽に在住している人の調定額が下がっているということなのですから。だから、そこへ15億円、5億円の20億円、これで市民に負担をかけるということになれば、調定額がさらに下がるのではないですかということを言っているのですよ。

財政部長

確かに、そういう考え方も成り立つかもしれません。

北野委員

考え方の一つかい、私のは。そういうことでしょう。

財政部長

そういう考え方もあるかもしれませんね、確かに。人口減、それから1人当たりの調定額がだんだん落ちてきている。要素として、私どもが全体の40億円のうち15億円は事務事業の見直し、5億円は歳入増という格好で、考えておりますから、確かに今後の税収の見直しはおっしゃるとおり相当厳しい、これは言わざるをえないと思うのです。ただ、これはいろいろな意味で複合的なものがあるかと思うのです。単に市民税だけではなくて、固定資産税についても厳しい要因がございます。ただ一方では、北海道に景気の回復というのは、波というのは遅れてくるといふのがありますけれども、いわゆるこの個人消費の伸びがどういうふうな形になってくるのか、それによってそういったものが税収にどういうふうに反映されてくるのかというような状況でございますし、それから、今、私どもはいわゆる税外収入の部分でも取組を以前以上に増してやってございますし、それから既に昨年の秋に考え方を議員の皆様にご伝えていますけれども、使用料の関係についても長期間に及んで見直しがなされてきていないと、こういう状況の中で、この段階で見直すというようなこと、そういった部分で歳入増というものを図っていかねばならないという決意でございますから、確かに税収は課税収入の20数パーセントを歳入に占めてございますから、基幹財源として非常に大きいと、そういう意味ではおっしゃるとおりでございますけれども、全体的な形でもって努力をして、これを何とか21世紀の小樽に資するというような格好を目指していかねばならないというふうに考えております。

北野委員

財政部長はなかなか口がうまいから、質問をはぐらかすものね。

それで、聞きますけれども、私が先ほど来言っている市民に負担をかけることになるのは、人口減は関係ないのですよ、残っている方に負担がかかるわけですから。調定額は現に下がっていると、それに輪をかけることになるわけでしょう。それは部長に言わせれば、考え方の一つだということから、別な考えがあるのか。そういうふうにしても、副参事が言うように、歳入増になる要素というのは何々あるのか、これが一つ。

それから、もう一つは、税外収入を増やすように努力していると言うけれども、これは決算でいえばどこに出てきて、どれくらい当て込むのですか。二つお答えください。

財政部長

市民に負担をかけると言いますが、基本的に今回は収支の見直しをするに当たっては、いわゆる受益者負担という観点も非常に大きいわけであります。いわゆるサービスというものをどの範囲までしなければならないのか、基本的にどういうところまで、それを行政がしていくのかと、こういう観点は非常に大事だと思うのです。ですから、事細かにこれだ、あれだとは申し上げられませんが、いわゆる市民負担をかけるとおっしゃられるのですけれども、それは確かに今まで他都市に比べて大きい、率的にも相当大幅なサービスをしていたものについては、平均的な道内の他都市ということは、道民もそういうような形でのサービスを受けていらっしゃるわけですから、小樽市民にもその辺までは何とかお願いをしたいと、こういうような観点がございまして、それが負担という言葉で言われるのかもしれませんが、私どもとしては、それはある意味では適正な受益と負担との関係に直らせていただいていると、こういうふうに考えてございます。

(財政) 斉藤副参事

税外収入の関係でございまして、これは今まさに進めている事業でございまして、今まで全庁的に横の関係でなかなか密ではなかったと。そういう中で、こういった財政危機なものですから、先ほど部長の方からも申し上げましたとおり、市税がだいたい23パーセントを占めて非常に大きいわけですが、その他の部分についても着実に歳入増を図ろうということで、今、まず私どもがやっておりますのは、こういった体制で、こういった方法で事務処理を行っていくのかと、そういった中でどこに課題があるのかを含めて、それを踏まえまして、今の新たな取組として、未収金を抱えている各財源については、それぞれ現年度分、それから滞納繰越分について目標の収納率を掲げております。例えば、現年度分で今まで90パーセントであれば、それを91パーセント、滞納繰越分についても同様です。そういったことで取り組んでいただくことによって、また、その中では当然相手があることでありますので、相手にじゅうぶん説明をして、税外収入の増収を図っていかうということで、今、取り進めているところであります。それで、今9月が終わりましたので、9月までの取組、そして各課で目標の収納率を掲げておりますので、それに対する実績、それを前年度と比べてどうだったのか、また、各目標を掲げたのだけれども、できないところはどこであったのか、そういったことを分析しながら、さらにまた目標に向かって一步一步私どもも収納率向上に向けて、こういった考え方で今進めているところであります。

北野委員

金額も項目も示されないのですか。健全化計画を平成12年度と比較して、税外収入というふうにおっしゃるから、各項目、平成12年度は例えば滞納繰越分であれば、その税ごとに、料金ごとにこうだったと、これがこういうふうにご努力の結果、前進し、その効果額はこれこれ上回りましたというふうにご答えください。そうでないと、私の聞いていることに対する答弁にはなりませんので。

(財政) 斉藤副参事

たいへん失礼をいたしました。ただ、先ほど申し上げましたとおり、今まさに取組中でございまして、15年度決算との直接的な関連がございませぬけれども、例えば12年度決算で申し上げますと、分担金負担金で収入未済になっているのが全体で約7,900万円、使用料で約1,500万円、それから財産収入で700万円、諸収入で2億2,300万円、それからこれに市税の24億円を加えますと、一般会計で27億8,000万円程度ということになっております。

北野委員

それはなっているね。対象の金額でしょう。努力しなければならない金額が27億円ということでしょう。

(財政) 斉藤副参事

はい、そうです。

北野委員

それは12年度にいくらあって、15年度決算ではいくら納入して、どれぐらいの効果が生まれたのですか。そうではないと、あなた方の努力のあかしにはならないでしょう。具体的に項目を挙げて言ってください。

(財政) 齊藤副参事

たいへん申しわけございません。12年度の額についてはちょっと今計算をしてございませんので、後ほどお話をさせていただきます。

北野委員

健全化計画に基づいてやっているのではないの。だから、聞いているのです。健全化計画は、14年3月に一部改定したのが最終版になっているのだよ。だから、少なくともいいから、14年度、15年度を出せるでしょう、答えてください。それぞれの決算に基づいてですよ。できれば、この15年度の決算説明書の何ページのどの項目だという部分を指摘しながら答えてください。

財政部長

たいへん申しわけございません。対比したものが今手元にはないものですから、数字的にはちょっとお答えできないですけれども、今、少なくとも副参事が説明したのは、15年度末で税の20数億円を除いても、数億円程度あるということで、それを何とかしようということなのです。それで、これは現行の健全化計画の中で、それをどうやって見るかというのは、具体的に数字的にはたしか盛り込んで、あまり数値としては入れていなかったと思うのですけれども、いずれにしてもこれらの税外収入についていろいろな理由はあるのですけれども、滞納されているものが相当数あるということが続いております。例えば、保育料の負担金であるとか、老人関係、あるいは生活保護とか、そういう福祉部門に相当多いのですけれども、そういったものが相当やはり長期間、決まっているものが今日まで来ているわけです。ですから、これらなかなか取り組む体制的な問題は確かにあるのですけれども、取組方、手続の仕方、こういったものも今までのとおりではなくて、改めてきちんとした取組をしなければならないということで、そういった部分に着目して、16年度、今年度から関係部においてその取組を開始しているということでございますので、ですからそういったものも今後16年度でどれぐらいの率を上げていくか、17年度、18年度でどうやっていけるか、今の段階では滞納の部分を実額回収したいと思いますけれども、それはもう極めて困難でございますから、とにかくできる限りの努力をして、そういう部分でも税外収入の部分、歳入を上げていきたいと、こういう趣旨でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

北野委員

そういう努力されるということは当然だし、そういう努力をしていただきたいと思っております。それは私も考えは同じなのです。ところで、27億円回収しなければならないお金があると。税があると。これはなかなか100パーセント回収というのは無理だと思っておりますよ。しかし、どこまで努力するか。例えば、平成15年度で不納欠損の処理をして、もう当てにしなくなった金額はいくらになりますか。

(財政) 財政課長

一般会計全体では、不納欠損処分した額は1億4,817万6,312円となります。

北野委員

けっきょくそれぐらいの額を毎年、毎年あきらめざるをえないわけでしょう。しかし、ずっと5年間恐らく回収できないわけですから。だから、いわゆる税外収入というのを財政再建の歳入の柱にするという意味なのか、それとも努力の一つのあかしとするのか、それは現実的に考えてどうですか。

(財政) 財政課長

確かに、これは柱といっても柱になるようなものではないです。

北野委員

いや、だってあなたがさっき言ったでしょう。

(財政) 財政課長

いや、それはトータルの中で、確かに交付税と税でもって、これはもう歳入の45パーセント落ちていくのはそれぐらいですから、この2本というのは確かにこれはもう小樽市の柱です。しかし、それ以外にもそういう意味で、いろいろな収入もとにかく上げたいという中で、使用料や手数料あるいは今の税外収入の関係の問題、これもだからその重要な要素として、とにかく歳入増のために目標を立てて頑張っていかなければならないと、こういう項目だというふうに申し上げているのでございます。

北野委員

けっきょくどのような努力をされても、個人市民税のいわゆる調定額というのはだんだん下がっていているわけですよね。あなた方は言っていないけれども、市民負担にかぶせればですよ。合わせて20億円をかぶせる、職員を入れると40億円ですよ。それは当然市民税が入ってこないという要素になることだけははっきりしているということだけは否定できないと思います。

法人税について

次に進みます。法人税についてです。同じく市税概要、この中で法人税の推移その他が書かれていますが、これについて説明し、特に法人のうち、税割が減少している原因は何であるかということについて、忘れないで触れてお答えください。

(財政) 市民税課長

この法人税割の法人税につきましてですけれども、まず15年度決算をまだ出していませんけれども、私どもの中では法人税割の課税対象法人というのが1,370法人ありまして、法人税額は8億2,813万円となっております。

あと、この減少している原因ということですが、まず一番大きな要素ということになりますと、平成12年度に国における法人税の税率が、資本金1億円以下の法人の場合が25パーセントから22パーセントに引き下げられております。また、資本金1億円を超える法人につきましては、34.5パーセントから30パーセントへとそれぞれ税率が引き下げられたことによりまして、法人税額が下がりました。この法人税額を基に法人市民税、その法人税率14.7パーセントを課税させていただいておりますので、基となる数字が下がっているというのがまず第一に上げられます。そのほかに、小樽市でよく言われるのですが、支店法人などでは支店、営業所など、本店に吸収されている、あるいは他の都市に集約されているケースや、企業の合理化、統廃合によって、その課税対象が減っているということと、市内の企業にあっては後継者問題などによって減少していているということが考えられます。

北野委員

けっきょくあなた方の考えは、次に述べることと同じだと思うのです。1997年に消費税率5パーセントに引上げになった以降、今日の不況がずっと続いているわけでしょう。これが法人税の税割減少につながっているということは私も認めますよ。その要素が全くないとは言いません。だから、そういうやり方は自民党政治に責任があるわけですから、これは与党の皆さんは否定できないと思うのです。そこへ加えて、小樽市ではマイカルの問題です。

市長に伺いますが、市長が全国的に注目を集めたのは、2月の冒頭の記者会見で、新年度予算は19億円の空財源だと。このことで、全国でも珍しいというので、マスコミからいろいろ取材を受けられたと思うのです。代表質問でも触れましたけれども、この中で、マイカルのことについて日経ビジネスで触れています。この内容はそのとおりだと思うのですけれども、市長がここで触れられていない点で、今の経済不況の中で、ああいう巨大な商業施設をつくった場合、既存商店街に影響があるということは私どもは当初から指摘をしてきているわけです。この影響も加味されているのではないかとこのように思うのですが、法人税の税割についてお答えください。

(財政) 市民税課長

3商店街とそれからマイカル関係の法人税の関係ですけれども、まず3商店街の部分につきましては、私どもで

は単純に、単にその地区の住所で登録されている法人。

北野委員

答弁中悪いのだけれども、3商店、三つの商店街という意味でしょう。そうしたら、主なのはどこかというのはわかるのだけれども、固有名詞を最初に述べて、できませんか。

(財政)市民税課長

固有名詞ということになりますと、私は守秘義務等いろいろありますので、ちょっと固有名詞は避けさせていただきたいと思います。

北野委員

そうですか。はい。

(財政)市民税課長

それで、まず先ほど言いましたけれども、住所で登録される法人と住宅地図を基に拾い上げております。例えば、既存計画の地区に、要するに3商店街の地区にあって、他の地区で支店とか営業所がある場合などについても、この本店の中のトータルとして法人税額が計算されておりますので、この地区に限った税額ということでは述べられませんので、その辺はご理解願いたいと思います。

北野委員

それで、主な三つの商店街ではどうなったの。

(財政)市民税課長

それで、3商店街の部分ですけれども、例えば都通り商店街でいきますと、この部分では、トータルでは11年度で953万円という法人税額がありましたけれども、12年度、13年度、14年度と徐々に減ってきてまして、15年度では56万2,000円となっております。また、サンモール一番街におきましては、1,423万1,000円あったものが、15年度では1,042万3,000円。花園銀座商店街につきましては、1,356万2,000円から1,030万3,000円と、それぞれ400万円から300万円、最大で400万円程度減少しているということがうかがえます。

北野委員

市長に伺いますけれども、先ほど述べたように、97年の消費税の増税以降の深刻な不況の影響と、それからマイカルが11年3月にオープンしました。この影響が加味されて、今、市民税課長が答えられたような影響が三つの主な商店街に出ているということは、否定しませんよね。これは市長にお答えいただきたいと思います。

市長

いろいろな要素があると思いますけれども、商店街の通行量調査を見ますと、開業前と開業後では通行量の変化がありますから、影響が相当あるだろうというふうには思っております。

北野委員

そこで、伺いますけれども、けっきょく市税の中でも個人市民税あるいは法人税、こういうのが大きいわけですね、市民税の中でね。そうすると、これがともに減少傾向だということですから、副参事がおっしゃったように、市財政再建のために歳入を伸ばすといっても、常識的に考えれば、これはなかなか伸びないのではないのかということになるのでないですか。だから、その入ってくる範囲、しかもずっと落ち込んでいく歳入の範囲で市政をやっていく以外ないという、こういうことを市長は考えておられるのではないですか。市長の考えを伺います。

市長

財政運営の基本というのは、歳入があって歳出ですから、それが基本ですから、歳入以上の歳出を組むと、こういう19億円の赤字になるわけですから、このバランスをどうとるか。いろいろな収入が、市税もそうですけれども、その他の収入もどう見込んでいくか、それから起債をどう導入するか、いろいろな歳入がありますけれども、そうした中でどうこの歳入と歳出のバランスをとるか、そこが非常に大事なところでございまして、従来のような歳

出構造ではなかなかこの財政再建はできないだろうと、したがっているいろいろな見直しをしているわけですが、究極的には歳入と歳出のバランスをどう図るか、歳入によって歳出が決められていくわけですから、その基本は忘れないでやっていかなければならないだろうというふうに思っています。

北野委員

基本はそうなのですが、私はまだ意見があるのですよ。例えば、市長は人口10万台の都市で、港を二つも抱えているのは小樽だけだろうと、小樽だけとは言っていないけれども、全国にないだろうというふうに言いきっているわけですね。

港湾整備事業特別会計について

そこで、伺いますけれども、まず港湾部に尋ねますが、港湾整備事業特別会計の歳入のうち使用料、手数料、市債、歳出の公債費、平成11年度から15年度の比較はどうなっているか、説明してください。

(港湾) 港湾振興室小林主幹

港湾整備事業特別会計の平成11年度、それから平成15年度の比較でございますけれども、まず使用料につきましては、平成11年度がトータルで3億5,500万円、15年度の決算につきましては3億2,400万円、約3,100万円の減少となっております。

それから、市債につきましては、平成11年度の決算額11億7,780万円、それから平成15年度決算につきましては17億3,291万4,000円、平成11年度と比較して5億5,000万円ほどの増加となっております。

それから、公債費でございますけれども、これにつきましては、平成11年度の公債費が決算額で3億6,400万円。これが平成15年度の決算では13億3,140万円、決算上の比較では約9億6,700万円の増加となっております。

北野委員

使用料及び手数料がこういうふうに年々減っている原因、主なものでいいから説明してください。それから、市債が増えている原因、それから公債費の問題についても同じく、三つお答えください。

(港湾) 港湾振興室小林主幹

港湾整備事業特別会計の使用料の主な増減分でございますけれども、一番大きいのはこの中でひき船使用料、これが約3,000万円のうち1,500万円程度、それから上屋使用料で2,000万円程度減少してございますけれども、ひき船につきましては、大型船の入港の減少、それからこういう時代でございますので、船主側の経費節減ということもございまして、使用が減少ぎみであるということがあると思います。それから、上屋につきましても、船が若干減少ぎみということもございまして、保管貨物の減少、それから企業の経費節減といえますか、利用が若干減少していると、そういうことが主な理由だというふうに考えてございます。

それから、起債につきましては、約5億円の増加となっておりますけれども、これは主に今の港町ふ頭での事業を平成七、八年ぐらいから実施しておりますけれども、あそこの埋立てに伴う事業を起債事業でやってございまして、その事業の起債を起したときの額がだいたい主なものでございますけれども、大部分がその中央地区再開発に伴う起債の額だというふうに思っています。

それから、公債費でございますけれども、これにつきましては、私どもよりも財政課の方になるうかとも思うのですが、それ自体は11年度と15年度で9億6,000万円ぐらいの増加という形になってございますけれども、これにつきましても元金につきましては、中央地区再開発事業の11年度につきましても、15年度につきましても、港湾事業のその償還が主なものというふうに思っておりますけれども、大部分が繰上償還ですとか、借換えによるいろいろな所作というのですか、対応もございまして、その辺はちょっと私どもは詳細は承知していないわけでございます。

北野委員

小樽港の現状はそういう状況だと。そうすれば、今度石狩湾新港を聞かなければならないですから、石狩湾新港

についても伺いますけれども、石狩湾新港の港湾関連事業、これは要求したとおり予算化されているかどうかというのは別の問題ですから、当初予算の比較でいいですから、石狩湾新港の平成12年度以降、今日までの当初予算の港湾関連事業予算、当初予算でどういうふうになっているか、これをお答えください。

(港湾)港湾振興室長

12年度、これ直轄、補助を記載してございますけれども、合計でよろしいですか。

北野委員

一括でいいですよ。

(港湾)港湾振興室長

それでは、12年度につきましては64億5,700万円、13年度につきましては約60億円、14年度につきましては47億円、15年度につきましては72億円、16年度につきましては33億円と、こういった状況になっています。すべて当初予算。

北野委員

それでは、同じく港湾部に伺いますけれども、小樽港の港湾関連事業予算、当初予算でどう変化していますか。

(港湾)港湾整備室長

小樽港につきましては、平成12年度で約23億円、13年度では28億円、14年度では16億円、15年度では19億円、16年度では約8億円と、こういった数字でございます。

北野委員

石狩湾新港と本港を比べれば、事業予算でこれぐらいの開きがあるわけです。それぞれの理由はあると思うのですが、市長に伺いますけれども、小樽港の近代化再開発は中央ふ頭の1期分を終わってから、主なものはないですね。そうすると、小樽港の近代化の事業はストップがかかっている。石狩湾新港は、今説明があったように、小樽港の何倍の規模で事業が展開されている。こういうことで、小樽港で扱われていた貨物は新港にシフトする、そういう条件になるのではないかと思うのですが、いかがですか。

市長

基本的には、小樽港は既にでき上がった港といえますが、既存の港、新港は新しくまだ造成中の港と、そういう違いが一つあるということが前提でございますけれども、小樽港の近代化の問題、確かに大きな課題でございますけれども、現在のこの流通体系といえますか、物の流れ、こういったものを見ますと、では小樽港の施設を近代化したとしたらすぐ荷物が入るかということ、なかなかそういう即荷物の集荷につながると思いますか、そこには至らないだろうというものがあります。したがって、いろいろな諸情勢を見ながら、例えばガントリクレーン、コンテナ船の導入とか、それに伴う施設の近代化、こういったものを進めていまして、今後もそういう物流体系といえますか、物の流れを見ながら小樽港は整備していかざるをえないというふうには思っています。

北野委員

続いて、市長にお伺いいたしますが、先ほど引用した日経ビジネスほか5種類の雑誌、新聞等にインタビューされているわけですね。その中で、石狩湾新港について財政上、港を二つも持つのはいかがかと指摘はしていますよ。そういう財政上の観点から、そういう指摘をしている、これは私は正しいと思うのです。しかし、石狩湾新港については代表質問で伺いましたけれども、答弁された理由で、小樽市としては続けるということなのです。これはやはり矛盾だと思うのですが、続けるメリットはどこにあると判断して、ああいうお答えをされているか。

市長

五つの雑誌かどうかわかりませんが、けっきょく石狩湾新港の場合は、小樽港との関係ではなくて、道央圏といえますが、北海道全体としてどうあるかというそういう位置づけの中で開発されていくべき港だと思っていますので、それを港湾区域に背後地も含めまして、その中にこの小樽市の行政区域もあるわけですから、したがっ

てそういった一定の役割を担った港ですから、それは小樽市の財政が許す中で、これはこれからもやっけていかなるをえないだろうというふうには思っています。

北野委員

市長が続けていこうという意図は、私もある程度推察できるのです。同調はしませんけれどもね。そこで、今まで何回も資料を出していただいています、昭和57年以降、石狩湾新港の管理組合負担金、それから背後地の関連地域からの市税収入、これのトータルを何回も出していただいています。しかし、30億円の持ち出しになっているのはこの資料で明白なのです。しかし、こういう資料を見ると、関連企業が背後地に張りつかない限り、基本的に税収は伸びないと。よっぽどもうかる会社があれば別ですけども。そうすると、今、企業誘致はどこが担当ですかね。港湾部の振興室ですか、経済部ですか。ここ3年間、平成12年以降、新港の背後地、小樽市域に進出した企業、あるいは土地を売却した企業、あるいは操業開始した企業をお答えください。

(経済)産業振興課長

今、ちょっと手元に数字を持っておりませんが、平成15年度でいいますと、立地した企業についてはそれぞれ4社なり5社なりありまして、ただ実際には撤退して土地を売却したということも当然ございますので、その部分、本当はその売却したり、若しくはするということについては、その都度その跡地利用をどうするのかということについては小まめに状況を聞きながら、現在進めさせているところでございます。

北野委員

市民税課の方では、個々の企業の名前は言わなくていいですよ。答えないでくださいね。だから、関連地域全体で、市税収入は12年以降どういうふうに変化していますか。

(財政)市民税課長

12年度、13年度は資料を持ってきていないのですけれども、14年度と15年度とを比較しますと、法人数としては14年度で38法人、そのうち課税されている法人というのは36法人。それで、15年度では、41法人のうち課税されている法人が38法人。それで、税額となりますと、14年度では均等割法人税、法人税割、合わせますと約3,600万円、それと15年度におきましては3,800万円というふうになっています。

(財政)財政課長

今、市民税課長の方から、法人数にかかわって法人税の金額ですから、全体の固定資産税その他も含めた税収で申しますと、平成11年度、4億3,400万円、12年度、4億2,400万円、13年度、4億2,800万円、14年度、4億5,300万円、15年度は4億4,900万円、このように推移しております。

北野委員

では、経済部に伺いますけれども、新港の背後地のうち、これから企業立地予定の区域は何平方メートルか、全体面積に対する比率は何パーセントか、お答えください。

(経済)産業振興課長

現在の企業立地状況については、立地企業数68社ある中の操業は33社になっております。ここでいきますと、分譲率は企業立地状況では44パーセントで、操業率は48.5パーセントとなっておりますので、分譲済面積が104ヘクタール、工場用地面積については236.4ヘクタールですので、実質130ヘクタールほど残っているということでございます。

北野委員

だから、残っている比率はいくら。

(経済)産業振興課長

分譲率は44パーセントで、実質56パーセントが残っております。

北野委員

立地企業数で比較すれば、何パーセント残っているの。操業を開始しているところでいえば。準備ができれば、答えてください。

それで、けっきょく市長が石狩湾新港の方に小樽も参加するという理由は、全部ではないでしょうけれども、この背後地からの市税収入を念頭に置いているのではないですか。違いますか。これが増えていくだろうと。お答えください。

財政部長

11年度からの税収は、区域全体で今財政課長が答えましたけれども、確かに53年度以降ずっと見ていきますと、おっしゃるようにまだ負担金を払っている部分で30億円、40億円というレベルの差がある。ただ、これはあくまで、進出企業の操業だとか、用地の購入だとかという中で、今非常にたいへん厳しいトータルとしての経済状況があるし、それから製造業とかなんかというのはもう中国にシフトをするのだ、逆に言うと日本が中国にアウトソーシングするとか、そんなようなマクロで考えれば大きな状況があるのですけれども、ただその中でも、今、経済部が答えましたように、非常に熱心な誘致活動をやっているし、少しでも積み上げというのは大事だと思うのです。ここ平成七、八年ぐらいからは負担金に見合うような税収というのは、その地域から来ておりますから、ですからこれをやはり積み重ねることによって、今後できるだけ負担金の払いに近づけるような、回収できるようなトータルとしての誘致活動とかなんかというのが大事になってくるだろうし、今はこの負担金と市税収入の間に大きな差異がございますけれども、もっと頑張っていかなければならないということではないかと思っています。

北野委員

市長はお答えになりませんが、財政部長の言ったことに期待しているのでしょうか。それは間違いないですね。そういう要素しかないわけですから。

そこで、伺いますけれども、石狩湾新港の地域開発という全体を見れば、港とおかと両方と、トータルで見れば財政部長が最後に答弁されたように、とんとんになるのでないかと、期待する向きもあります。しかし、先ほど聞いたように、小樽港の問題は基本問題として小樽経済として残っているわけです。これもあわせて考えていく必要があると思う。市長が述べられましたけれども、貨物の量というのは一定ですから、そう簡単に増えることはありません。

そこで、港湾部に伺いますけれども、石狩湾新港と小樽港の一般貨物、フェリー貨物は後で聞きます。これはトータルでどうなっているか、まず過去3年くらいでいいですから、それぞれと合計で言ってください。

(港湾)港湾整備室工藤主幹

15年につきましては、新港につきましては一般貨物が660万トン、小樽港が460万トンとなっております。

北野委員

貨物がそんなになるわけないでしょう。どこにそんなにあるの。

(港湾)港湾整備室工藤主幹

フェリーの貨物は新港は336万トンとなっております。小樽港は460万トンとなっております。

北野委員

聞いているのは一般貨物だよ。400万トン超えるなんてことないでしょう。いつそんなに増えたの。

(港湾)港湾整備室工藤主幹

小樽港が1,291万トン。

北野委員

いや、それはフェリーを入れてです。フェリーを除いてと言っている。

(港湾)港湾整備室工藤主幹

小樽港、132万7,000トンでございます。

(港湾)港湾整備室長

済みません。もう一回、13年度からの数字でお話しいたしますけれども、小樽港につきましては161万トン、石狩湾新港につきましては344万トン、14年度につきましては、小樽港153万トン、石狩湾新港328万トン、平成15年度、小樽港133万トン、石狩湾新港336万トンでございます。

北野委員

けっきょく一般貨物は460万トン余りなのですよ。そうすると、これはそんなに伸びていないわけですから、同じ石狩湾の隣の石狩湾新港と小樽と、市長はきれいに道央圏だというふうにおっしゃるけれども、貨物はそんな道央圏向けとか、小樽向けなんて来ませんよ、そんなのは。北海道全体で来るわけですから。そうすると、低成長の下で、これだけの、減ってきている貨物の奪い合いになるのです。しかも、一般貨物はコンテナ化されてきているわけでしょう。そうすると、小樽港のいわゆる旧ふ頭、第2号、第3号、エプロンが非常に狭いことなど、肩荷役時代のものに対応した幅ですから、こういうのは使いづらいということは当然業者から聞いておられると思う。だから、こういう荷役の変化に対応する港にしていかなければならないと思うのです。

だから、市長は先ほど小樽港は既存の港だと言った。いや、確かに港の歴史は古いけれども、貨物の近代化に、輸送に対応する施設としては、苫小牧やその他と比べれば遅れた港になっているのです。だから、ここのところを置き去りにして、新港の方に巨額の税金を投入して、小樽港の発展になるのかなという問題があるわけです。小樽市ということになると、小樽本港がやはり基本ですから、そここのところのデメリットということについて触れていただかないと、答弁にはならないと思うのです。これはどなたでもいいですから、小樽の財政問題、経済問題の上で、小樽本港の占める役割についてどうお考えになっているか、お答えいただきたい。

港湾部長

まず一つは、現状の小樽港の旧ふ頭の考え方でございますけれども、今お話のあったように、第2ふ頭の整備というのは、現状から見るとしていかなければならないところだと思うのですけれども、率直に言って、今、第2号ふ頭の整備に当たる下調べもしておりますけれども、上屋の使用というのはほとんど内陸貨物で埋められている。現状からいくと、上屋の性格で使われていないというのが、率直に言って今の現状でございます。したがって、将来的に港湾計画は今の港町とのドッキングというものがあるのですけれども、そういった時期も含めて、小樽港が将来的に貨物量としてそういった投資をしてやるべき問題かどうかというのが一つあるのです、埋立てをするという意味で。もう一つは、第2号ふ頭の老朽している上屋をどういう整理をしていくかという、こういった問題がありますので、現在、内部で業界といろいろ話合いをしていますので、築55年、54年も経緯をしている上屋を取壊しをしながら、こういった上屋の再編をしていくか。岸壁の問題は別にしまして、岸壁から上屋までのエプロン幅を一定程度とれば、近代的な物流には対応できるかなというように思っていますので、現状としては第2号ふ頭を中心とした旧ふ頭について、こういった利用をしていくのかと、こういうことは業界といろいろ話している最中でございますので、一定程度そういった方向が整理できれば、また考え方を示したいなと思っております。

それから、新港との問題については、先ほど市長が申し上げている道央圏との問題については、基本的には今もう概成された新港という大きな港との間で、物の取り合いというよりも、石狩湾の中に、石狩湾地域の中にどれだけ我々が貨物を持ってくるのか。北野委員からもご指摘があったように、一つキャパシティは同じですから、太平洋側と日本海側との戦いをどうするかと、ポートセールスとの中で、そういった意味合いで、お互いのいわゆる苫小牧は一定の整備が進んでいますから、フェリー貨物を含めると1億トン扱っているわけです。我が方は、石狩と小樽、フェリー入れたとしても約1,700万トン前後だと思うのです。ですから、やはりそういった中で、石狩湾の方に、いわゆる日本海側に貨物をどう集めるか、こういったことをこれから新港と小樽港の共同ポートセールスも含めて、そういう活動をしていく中で、お互いの港がどういう役割をして、貨物を整理していくのか、そういったことを考えていかないと、少なくとも小樽港のばら荷貨物自体はいわゆる飼料工場の再編に伴って、ほとんどが太

平洋側に行っているわけですから、小樽の大量貨物の中心だった穀物そのものは扱い量が減ってきているという、こういった現状を考えれば、今、物流の形態の変化に伴いました港のつくり方というものも考えていかないとまずいと思いますので、そういったことで、いわゆる道央圏を見据えた小樽、石狩というそういった役目をどうしていくべきなのか、このあたりも今あわせて業界とお話をしておりますので、そういったことで一定程度整理いたしましたら、また話をさせていただきたいというふうに思っております。

北野委員

ちゃんと答えていないもの。小樽港が小樽市の財政と、それから小樽経済に及ぼす影響というか、それについてはだれがお答えになりますか。

港湾部長

克明に整備しきっていませんけれども、少なくとも港湾業界のいわゆる俗にステベと言われている関連業界との関係でいくと、今、小樽港で扱っていたそういった件数と、石狩湾新港で扱っている件数というのは、トータル単独でやった部分と2港でやった部分で、いわゆる単独と今の2港の分でだいたい見合いぐらいの扱いというふうには認識しておりますので、基本的にはやはり石狩湾新港で業をなしている業者も、石狩湾新港の整備の中で貨物を集めることによってじゅうぶん対応もできますし、小樽港で整備をする中で、貨物を持ってくる中でそういった業をなしていくという、こういうことで、石狩湾新港と小樽港の両方の整備の中でじゅうぶん対応できるというふうには思っております。

北野委員

そうしたら、けっきょくどうなの、小樽市の財政に、今のままでいけばどういうことになるの。小樽の港の扱いは。

財政部長

今、港湾部長が答弁申し上げましたように、いわゆる港湾荷役業者の小樽港と新港でもって、それぞれ現実的には対応しているわけですから、法人としては一定程度の活動とか、そういう営業実績というものが両方から上がってくると。それは全体としては小樽港のパイが少なくなった分、新港で補完する。トータルとしては、それほど大きな変化というのはないのかもしれませんが、ただ法人としての関係というのは、税収にはそのままはね返ってはくと思うのです。ただ問題は、小樽に関したときに、やはりかつての今まで港湾業界が非常にすそ野が広くて、いろいろな意味で地域への経済波及というものが、かつてほどどうなのかという問題は一つ検証することが必要かなというふうには思います。ですから、そういう意味では、企業としては両方の港で荷役活動をして、実績を上げていただくのはもちろんでありますけれども、小樽市の部分についても、できるだけ貨物量なりを確保して、それに伴ってトラックだとか、いろいろな業界が付随するわけですから、そういう意味での期待はもちろんこれからも財政サイドとしてはやっていきたいと思っております。

北野委員

けっきょく石狩湾新港は同じ石狩湾の中の港と、港湾部長が答弁されましたけれども、しかし太平洋側にシフトされて、これから仮に伸びるとしても、石狩湾新港の方の貨物は伸びるかもわからないけれども、小樽本港の貨物は伸びないのではないかと心配があるのですよ。小樽の港湾業者も、石狩湾新港にちゃんと倉庫を構えて営業をしているのですから。だから、小樽本港がどうなるのかということと、小樽市の財政の問題というのは、これは新しい光を当ててみなければならぬ問題もありますから、その辺を考えれば、石狩湾新港をどんどん整備していくということが果たして小樽市の財政の再建に役立つかどうかということになれば、これは私は大いに疑問ありというふう考えるわけです。

それと、先ほど議論いたしましたいわゆる行政改革による40億円の財政効果に典型的に現れているように、市民1人当たりの課税標準額は物すごく少なくなっているわけですからね。ですから、こういうことを考えると、小樽

市の歳入を伸ばすと、歳出を抑えるのは当たり前ですけれども、そういうのが本当に実効あるものなのかという疑問があるわけです。これはとうとう解明されないどころか、私の指摘が実証されたというのは今の質問だったと思うのですよ。ですから、後でもまたこれは議論する機会があると思いますけれども、15年度決算に現れている小樽市の財政の深刻な実態というのは、なかなか国の方の手当が地方に分厚くならないと先が見えないという印象を、率直に私は受けるわけです。市長の答弁もそうなっていますけれども、だから果たしてこれでいいのかと。小樽市の地元企業の振興だとか、拡大とか、こういうことについては財政再建の柱として考えてはいいののかどうかと、こういうことも次回に議論していきたいというふうに考えて、私の質問は終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

松本委員

平成15年度決算はかろうじて皆さんのおかげで黒字決算ということになりました。しかしながら、赤字になったら臨時議会を開かなければならないのかなというふうに思ったぐらいの数字でございます。さらに、各企業会計からの借入れで黒字をつくったという、単年度収支では赤字だという状況でございます。それと半面、不用額頼みという面もあります。不用額総額19億7,200万円黒字より、不用額が多い。不用額がなければ赤字だったというふうに思います。我が自民党も15年度は会派視察を返上して不用額に多少なりとも貢献をしたというふうに思っておりますけれども、あまり不用額が増えると、市民サービスの低下あるいは事業の停滞につながりかねないわけで、そこでその事業の停滞に一番つながりかねないという側面を持つ振興費についてちょっとお伺いしていきたいというふうに思います。

商工業振興費について

まず、商工費ですけれども、商工振興費の不用額が3億8,000万円、商工費全体で3億9,000万円ですから、ほとんどが商工費の振興費が不用額ということになるのです。これはほとんどが制度融資の原資の残りかと思っておりますけれども、この大幅な3億8,000万円の不用額の主なものをまず説明してください。

(経済)産業振興課長

商工費の不用額の主なものとしまして、商工業振興費の貸付金が上げられております。貸付金につきましては、それぞれの各金融機関に対する預託金の予算組みでございまして、毎年その時々金利情勢又は前年の融資実績に基づきまして、預託する予算を計上しております。平成15年度につきましては、国のセーフティネット保証がありまして、こちらが拡充されたこともありまして、実際にその制度を利用する市内の企業が増えたということで、実質でいいまして平成14年12月に実施されまして、そのときは3件だったのですが、実際に平成15年度の締めでは172件ございまして、そういう部分での利用をいただいたということもありまして、市の融資制度については若干利用が減ったということもありまして、預託金の予算、今回不用額が生じたというものでございます。

松本委員

商工信組の破たんに伴って、特別融資がありましたけれども、それはその後どうなりましたでしょうか。

(経済)産業振興課長

商工信組の予算につきましては、平成13年度に経営安定特別資金ができましたけれども、そのときに13件になりました。その後平成14年度に実は経営支援特別資金ということで発足しまして、15年度も実施されたところでございます。そして、14年度については実施されて、15年度になっておりますが、その経営支援特別資金でございますが、実質15年度については支出済額が1億3,633万8,000円となっております。

松本委員

平成10年度では、商工振興費というのは50億円ぐらい、これが毎年10億円ずつ不用額が出て、減って、平成16年

度の予算は24億円、半分以下になっていますね。したがって、25億円ぐらいの金が市中に出回っていないというような感じになるわけですが、経済波及効果に対しては大変な影響があるのかなというふうに思いますけれども、借りる人がいないわけではないのです。借りたくても借りられない。それから業績が上がらないから、赤字決算になるから保証できない。悪循環に陥っていると。何とか借りたいという人もいることはいるのですけれども、この制度融資の利用促進に向けて、皆さんはどのような努力をしているのか、これをお尋ねします。

(経済)産業振興課長

この7本の制度が平成14年度からスタートしておりますけれども、その中では、特に多いのがマルタル資金でございますけれども、融資した先に小まめに回しまして、その利用状況を確認したり、また、経営相談窓口ということで、平成16年度からはいわゆる商工会議所に一本化をしまして、窓口を一括に、国の制度、道の制度、市の制度を取り入れることで、受けられるような形をとりまして、私どものところに相談に来たところには、今度個別に企業に訪問をさせていただいて、その内容を周知するという形をとらせていただいております。商工会議所と連携をしながら、今、この制度融資について努めて周知しておりますし、また、個別に融資先も回しまして、制度について広めております。特に、金融機関のところに来られる方も多いものですから、そこにもその内容については置かせていただきまして、融資制度の周知に努めさせていただいているところでございます。

松本委員

以前は商工業者にとっては1,000万円単位がちょっと足りないと感じるところがあります。この間までは、100万円単位がちょっと足りないということでございます。今、もう何十万円単位が今日、明日足りない、そんな状況の商工業者もかなり多いわけでありまして、何十万円単位でもいいからちょっと何とかという方に小口の融資の拡大、そんなことを考えてはどうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(経済)産業振興課長

小口につきましても、今、委員がおっしゃるとおりでして、それぞれニーズが多様化していることもございます。設備を投資したいということで、1,000万円、2,000万円単位又は億単位で融資を受けたいということもございまして、また、100万円又はそれ以下の部分も相談を受けてございます。その場合には、一つには今回平成16年度からマルタル資金を1,000万円融資で7年の期間だったのですが、それを10年の期間で2,000万円に変えまして、それをできるだけ利用できる部分等にしたり、また、小口につきましても、その都度ご相談に応じて、また、取引金融機関がございまして、そのこともじゅうぶん踏まえながらこの場であっせんする、また、実際お借りするときには返済についての計画が非常に必要ですので、その返済計画につきましても、専門家を派遣して、しっかりサポート体制をとらせていただいているところでございます。

松本委員

振興費についてはあまり不用額を出してほしくない、できるだけ執行していただきたいというふうに思います。

教育振興費について

教育振興費ほど残してほしくない。教育の部分は大いに予算どおり使っていただきたいと、そういうふうに思うわけですが、15年度の教育振興費の不用額、非常に小学校の数値が多いというような、これについて説明願います。

(教育)総務管理課長

小学校の教育振興費の不用額が2,683万6,000円ほどございました。予算に対する不用額は10.7パーセント、約1割ぐらいございましたけれども、これの主なもの、ほとんどが2,316万4,000円ほどですが、小学校のコンピュータの購入費でございまして、これの入札による差額によるものでございます。

松本委員

情報教育等設備整備費というものです。これは補正ですから、15年度の予算書には出ていませんけれども、補

正で6,000万円上げています。補正で6,000万円上げて、3,550万円しか使っていない。えらい差額があるわけですが、これは予算を組むときの見積り違いだったのか、あるいはどういうことでそういうふうになったのかということをお尋ねします。

(教育)総務管理課長

ほとんどが先ほど申し上げましたとおり、パソコンの購入費の部分で、だいたい不用額が残った額の9割ぐらいございまして、このとき小学校のコンピュータ購入に対して、入札参加希望が22社ほどございまして、これを二グループに分けて入札した結果、落札比率が57から58パーセントぐらいの極めて低い比率で落ちて、このような不用額が生じたというふうになっています。

松本委員

コンピュータ、パソコン機器ですけれども、この程度のスペックならだいたい幾らという見積りがあるかと思えます。6,000万円もそれでやったのでしょうかけれども、20何社を10社ずつ入札しましたら、落札率50何パーセントの落札率、予定価格より安かったということなのですから、これは市内の業者ですか。

(教育)総務管理課長

市内にある業者、22社からの入札です。

松本委員

あまり安くなると、先ほどの商工業振興費にたいへん影響するわけで、業者泣かせのところもあるかということ、これは2年間で小学校・中学校、半分ずつやっているの、来年もまた購入になるのかなと思えますけれども、来年はどうですか。

(教育)総務管理課長

今、話したのは、15年度決算の話でございまして、今年小学校は残りをやっております。金額的には少し予算額を落としてございまして、今年と同様な金額で入札が終わっております。

松本委員

教育振興費、予算どおり使っていると思うのは学校図書整備費、とても少ないのですけれども、ぎりぎり使っています。そのほかだいたい戻しているのがありますけれども、教育振興についてはあまり不用額を出さないように、適切な予算編成で適切な執行をしていただきたいというふうなことを要望します。

井川委員

税収について

税収についてお尋ねいたします。

人口減、加えて経済が低迷している中で、非常に失業者が多いということで、どの地域も全道的にたいへん税収が落ち込んでいるという新聞報道がありました。この間、新聞を見ましたら、小樽市は30番目というふうになっておりますが、税収がとにかくよくなければ、財政が大変だと思っております。それで、できるだけ税収を上げるために、どのような工夫をされているか。15年度についてはもうこれで終わったからしょうがないのですけれども、これから16年度に向けて、どのような方法でどんな手段で、税収のアップ率を図っていくかということについてお尋ねしたいと思います。

(財政)納税課長

確かに、税収は全道30市で、特に一番低いのだと思っておりますけれども、私ども、平成14年度、納税課の組織を改変しまして、高額担当、それから市外担当、そういう特別整理担当を置いて、市税の集金業務の嘱託職員を2名配置して行っております。そういうことでいろいろ取り組みをしました。かつ昨年15年度には、管理職や賦課職員による電話による催促、そういうこともあろうかというふうに思います。あと今後、16年度、今年度については昨年度

と同様、管理職による電話催告も今検討してございます。予定としては、今定例会終了後、10月18日以降、2週間
にわたって管理職の電話催告を実施したいと、そのようなことを考えております。

それから、大きなものとしては、これから検討事項になるわけなのですけれども、今、全国的に例えばコンビニ
での収納、そういうこともあります。それから、例えば税のいろいろな手続をするときに、税の滞納がない証明書、
完納証明書とか、そういうようなことも全道で取り組んでいる市もありますので、それらの事例なども検証しなが
ら、子どもは市税の収入に結びつけるような形の方策をいろいろ研究していきたいなど、このように考えておりま
す。

井川委員

昨年も管理者の方が電話でずいぶん催促されていたようだけれども、なかなか税収は上がっていないように私
は思っております。それで、根室市は戸別訪問をしたいへん成績を上げたという新聞報道がありました。電話で
したら顔が見えないですから、ちょっとお話ししても、はい、わかりましたということで、ちょっと払わなくても
どうかなという感じているのですけれども、戸別でお見えになると、その熱意も買われて、熱心さも相当一生懸命
来てくださるから、では例えば5万円あるけれども、1万円ずつ払おうかなという、そういう分割でも払おうかな
という気になるということで、たいへん成功した都市もございます。小樽市も昨年やってみて、少しもアップしな
かったということであれば、今年度はまたそういう考え方は考えられませんか。

(財政)納税課長

今、ご指摘のあった戸別の部分なのですけれども、先ほど子どもが話しましたけれども、集金業務を嘱託に任せ
ているという部分については、以前は職員が直接集金に歩いていた、そういう中で時間的ロスとかそういうことも
ありまして、より効果的な効率的な収納業務という位置づけの中で、そういう形を進めております。現在も当然分
納の約束だとか、そういう部分については電話だけではなくて、戸別も行ってはおりますけれども、以前と比べて、
集金業務だとかというのを嘱託員に移行するとか、そういうことの中で、内部整理もいろいろありますので、そう
いう部分では若干戸別の部分がちょっと減ってきているかなと、このようには感じております。

井川委員

たいへん皆さんご苦労されている様子がよくわかるのですけれども、とにかくもう皆さんの知恵を絞って、英知
を出して、一生懸命一銭でも現金を集めていただくという、そういう工夫をしていただきたいと思います。

それに関連しまして、不納欠損の中で、生活困窮者の件数と金額、それから無財産の件数を教えていただけます
か。

(財政)納税課長

決算書の不納欠損ということで、21、22ページの市税収入内訳書の中で、不納欠損額合計ということで1億4,40
0万円ほどあります。その内訳ですけれども、人数、義務者としては1,750名です。そして、科目別では件数で合計
しますと、約4,850件。内訳として、無財産という部分が673人で2,026件、それから生活困窮ということで931人、
2,432件、それから居所不明ということで146人、391件、そういう内訳と、これは人数で言いますけれども、法人
なども1件ということで考えております。

井川委員

わかりました。それで、不納欠損も景気が低迷すればだんだん増えるのではないかと思うのです。それで、これ
もなるべく増やしていただきたくない部分なので、こういう部分についてできるだけ増やさないような努力とい
うのを考えているのでしょうか。

(財政)納税課長

できればその不納欠損を生じないのが一番よろしいのですけれども、子ども交渉の中では、各納税義務者の担税
力といたしますか、税金を払う力、そういうものが個々いろいろ違うわけございまして、その状況に応じて話を進

め、そして財産なども調査し、差押えをすとか、いろいろな形の中で対応しているわけで、どうしてもやはり払えない状況とか、そういうのがあった場合、例えば競売にかけられているとか、無財産になることもあるわけですから、そういうのは取りたくても逆に言えば取れないと。そうであれば、不納欠損で処分する、落とすといいますが、そういう中で私ども納税課としては基本的には取る、それから押さえる、差押えですね、落とす、そういうことを基本にしながら進めておりますので、例えば不良債権といったらちょっと語弊がありますけれども、取れないものとかについては、所定の手続を通じて、これは落としていくことも必要かなと、そのようには考えております。

井川委員

どうか一銭でもたくさん税が入るように、血の通った政治力でぜひ知恵を絞って頑張っていただきたいと思ます。

吹田委員

委託料について

今、市の方では基本的に通常業務の中で外部委託を積極的に進めているという部分がありまして、今もこういう決算書の中で委託料的に発生するものは、その中で一部取り組みたいと。そこで、今日は教育の面にちょっと絞って聞きたいと思うのです。

教育の方で、例えば図書館とか、青少年科学館とか、文学館、美術館、生涯学習プラザ、あとは総合体育館など、清掃の關係の委託をされておりますけれども、この委託料につきまして、ここ5年ほど、どの程度の金額で委託されたのか、金額をまずお示してください。

教育部品田次長

社会教育施設関連、体育施設も含めてでございますけれども、まず5年ほどでございますけれども、13年度からの数字しか手元にございませんので、よろしいでしょうか。

吹田委員

はい、よろしいです。

教育部品田次長

まず、生涯学習プラザの關係でございますけれども、これが363万7,000円ほど、14年度が353万8,000円ほど、15年度が292万3,000円ほどの数字になってございます。図書館でございますけれども、13年度が618万3,000円ほど、14年度が550万3,000円ほど、15年度が549万円ほどになってございます。博物館の關係でございますけれども、13年度が229万6,000円ほど、14年度が188万4,000円ほど、15年度が176万4,000円ほどでございます。青少年科学館でございますけれども、13年度が321万円ほど、14年度が300万5,000円ほど、それから15年度が259万円ほどになってございます。このほか、室内水泳プールでございますけれども、13年度が483万9,000円ほど、14年度が448万5,000円ほど、15年度が473万9,000円ほどでございます。今のプールの部分で、13年度から14年度、この前年比でいきますと、金額が落ちてございますが、これは当時給水管、排水管の修繕工事が2か月ございまして、この部分で落ちている数字になってございます。次に、総合体育館の方でございますが、13年度が1,188万9,000円ほど、14年度が1,223万4,000円ほど、15年度が1,058万7,000円ほどになってございます。

吹田委員

このうち決算書の中で、清掃の委託費ということで数字が載っていますけれども、その数字と今言われた数字の差があるのですけれども、これはどういう意味ですか。

教育部品田次長

恐らく表示は清掃等委託料になっているかと思ます。ただいま私が申し上げましたのは、清掃の委託料のみの答弁ということでございます。

(財政) 財政課長

ちょっとつけ加えます。この決算説明書の表示、清掃等委託料ということで、等の中には、機械警備をしたり、このほかの委託関係も入っているということで、今、教育部次長が言った数字と決算説明書の数字が違っているということでございます。

吹田委員

今、それぞれ教育部次長が説明されたのですけれども、一応こちらの方で全体的な数字としてとらえた部分もありまして、体育館の警備、そういう機械警備を含めましてこの委託費の中の数字が大幅に変わったものにつきまして、例えば体育館の場合、当然ありますね。14年度2,900万円で数字が出ているから、15年度は2,435万2,000円ほど、また16年度、2,113万4,000円ほどの予算がついていますけれども、これら大きな数字が変わった内容につきまして説明願います。

教育部品田次長

体育館の委託料の関係でございますけれども、先ほど申し上げました清掃業務のほかに暖房、警備、それから除雪等の委託業務が入ってございます。このほか、その委託費の中には、体育協会への委託費ということでございまして、14年度トータルで申し上げますと、2,912万円ほどでございまして、15年度は6,181万2,000円ほどになってございます。16年の予算で申し上げますと、トータルで4,231万9,000円ほどの数字になってございまして、これはあくまでも体育館の合計の委託費でございまして、16年度の部分で、数字では燃料費と光熱水費、この部分を体育協会への委託費の方から落としてございまして、それを一般会計といいますか、そちらの方で計上しているところでございます。

吹田委員

そうしますと、14年度、15年度の約500万円ほどですが、基本的には清掃以外の数字が大きく変わったということですか。

教育部品田次長

数字的にはそのような形になるかと思います。

吹田委員

私の方では、こういう数字的なものが、今、いろいろ見直しがかかっている、実際にいろいろと入ったのだらうと思うのですよね。この数字的に見直しをかけたという段階が、基本的に言えば、いつの時点が適正なやり方なのかどうなのか。今まで数字的に見れば、あちらこちらから資料があって、財政的な資金的に動かして数字をつくるということがあるのでございますけれども、この場合につきまして、私の方では市民が利用しやすいサービスをきちんとやるためには、どの形でやるのが一番いいのか。確かに数字的に下げることはまず第一だと思いますので、その辺でこういう数字が大きく動いていって、私としてはどの時点のやり方が、これについては恐らく契約管財課もかわかって、こういうふうな数字づくりになっている。この辺につきまして、とりあえず基本的なとらえ方についてはどのような感じになりますか。

(財政) 財政課長

今、清掃とか警備の内容、委託をしておりますが、これは平成12年、13年ぐらいから事務事業の見直しというのは不断に行っておりまして、そういう中で私ども財政としては、清掃の回数がその当時のままでいいのか、まず回数と、それと清掃の範囲として一般市民が利用される方、あまり清掃の要らないというか、一般市民の出入りが少ないところ、そういう面積も含めて、不断に見直ししております。特に、12年度から始めまして、13、14、15年度にも一定程度見直して、これ以上無理と思うようなところもさらにもう一度、例えば毎日やっていたものを2日に一遍にして、それでどれぐらい支障があったのか、あるかどうか、そういうのも原部で整理している話を見ながら見直して、まだまだ進行中ということでございます。

吹田委員

そうしますと、例えば教育にかかわっているような施設がございますけれども、清掃のやり方については各ところで若干違いがあるかもしれない。今のやり方では、財政課長が言いましたように、例えば清掃を週に何回かというところで、各ところで同じようなところに委託する、この辺についていかがですか。

(財政) 財政課長

性質自体がそれぞれ異なっております。利用の形態、それから利用される方の入る施設の問題もありますし、曜日の問題もあります。そういうのがすべてそれぞれの施設にあって、今のレベルがどうなのか、そういうところを判断してもらっていますので、おのおの違うということでございます。

吹田委員

それはこの清掃にかかわって、たくさんの者が外部から入っているのですけれども、この契約にかかわって、恐らく入札でないかと思うのですけれども、現在これにかかわる入札に参加されるような企業は何社あるのですか。

(財政) 契約管財課長

清掃等は、基本的に市内に本社だとか営業所とかがあるところで、現在であれば5社から6社ぐらい、あとそのほか警備担当等をやっておりますけれども、市内で五、六社という業者がおりますので、その中で指名競争入札をやって、業者を決めているという形でやっております。

吹田委員

ここ何年かの実績を示しているのも、例えば総合体育館というのがございますけれども、総合体育館のそういう清掃又はそういう警備にかかわっては、毎年業者がかかわっているのか、それとも意外と一つの業者がずっと続いている、この辺はどうですか。

(財政) 契約管財課長

清掃につきましては、最初は入札をやるのですけれども、毎年業者がかかわるとなれば、業者の方で職員の採用もしておりますので、その辺の雇用の安定性とかも考えまして、清掃は2年サイクルとか、警備委託は4年サイクルという形で、サイクルを持って入札をしております。

吹田委員

そうしますと、サイクルということは、2年であれば2年ごとに入札をする、例えば警備は4年ごとに入札すると、そうなるのですか。

(財政) 契約管財課長

そのとおりでやっております。

吹田委員

実際に仕事をされる方々のそういう業態も含めて、そういう話は理解することはできました。どちらにしましても、いろいろな外部委託が発生し、このように費用がかかるというのは間違いございませんけれども、やはり市民の皆様がサービスを受けるところでございますので、この辺につきましてじゅうぶんな配慮をしながら、なるべく適正なそういう業務をしていただいて、適正な費用をかけるということをぜひまたこのように進めていただきたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時20分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

(財政)契約管財課長

先ほど吹田委員の質問の中で、入札のサイクルだったのですけれども、ちょっとした記憶違いで誤っておりましたので、修正したいと思います。

清掃関係が2年、機械警備関係4年というふうに答弁いたしましたが、清掃関係は3年、機械警備関係は6年とこのサイクルでやっております。失礼いたしました。

委員長

質疑を続行いたします。

公明党。

高橋委員

情報化推進について

情報化推進に関連して質問します。

決算説明書103ページですけれども、ここにOA化推進事業、それから庁内情報化推進事業、この2点の内訳と内容について説明をお願いいたします。

(総務)情報システム課長

平成15年度決算の情報化関係の予算の内訳でございますけれども、庁内情報化推進事業、平成15年度決算額1,281万5,375円、この内訳でございますけれども、備品購入ということで、パソコンの購入ということで、平成15年度には106台のパソコン、それからプリンタ等を購入しております。ほかに委託費ということで、平成15年度では保育所7か所の庁内LANへの接続を行っているということです。ほかに14年度で、また庁内での整備のためのLANケーブルとか、LANカードとか、そういったものを購入しております。

それから、OA化推進経費では、これは主に今回12年度まで進めていました庁内情報化以前に、まずパソコン整備ということで、リースでパソコンを購入してきた経緯がございます。この3か年度では、入札による購入でしたけれども、その分のリースの償還と使用料ということに、それからOA化のためのパソコンセミナーのテキスト、それからソフトウェア等の購入ということになっております。14年度については以上でございます。

高橋委員

このすぐ下に、総合行政ネットワーク導入事業費ということで載っていますが、昨年度LGWANに接続をしたということだと思いますが、利用状況についてお知らせ願います。

(総務)情報システム課長

総合行政ネットワークに15年10月に接続を完了しております。その後、そのシステムの中で、メールのやりとりなのですけれども、政府の行政機関、それからほかの自治体とのメールのやりとりはインターネットを経由するのではなくて、このLGWANという別なネットワークを経由してメールをやりとりするという形で、よりセキュリティの高い方法で情報交換するというので、LGWANを利用しております。LGWANの目標では、あと文書の通知ということでございますけれども、国の省庁、それから北海道等からはまだそういう形でのLGWANを通した文書を電子化して通知というのは現在のところまだ行っておりません。現在では、そういうメールのやりとりを主にやっているということでございます。

高橋委員

それで、庁内LANの方ですけれども、平成13年度から運用が開始されているということで、三つの機能をずっと使われているということでありましたけれども、このメール機能等を含めて三つの機能、どのような状況で現在経過していつているのか、その点を説明してください。

(総務)情報システム課長

庁内LANの利用状況でございますけれども、三つの機能ということで、メールと、それから情報の共有と、それから庁内LANのイントラネットのウェブサーバということでの情報発信ということで、メールの利用はインターネットに接続して以来、外とのやりとりも非常に増えていきますし、それから外とのインターネットの世界とだけではなくて、庁内の中でのいろいろな通知、それらにメールを数多く利用するといういろいろな形で、通常、今までですと紙の情報では伝えられなかったレベルの情報も、各課まで庁内LANの中で全課あてのメーリングリストというものがございます、そのアドレスあてにメールを出しますと、すべての組織のアドレス、係のアドレスにメールが届くというしくみになっていきますので、情報も早く、それから広範囲に届けることができるということで、いろいろな使い方が進んでいます。

それから、情報の共有でございますけれども、ホストコンピュータでだけで扱っていたいろいろな業務情報をパソコンでも利用できるような形で、各職場の方でパソコンの台数も必要な職員にはだいたい1台ぐらいには増えてまいりましたので、そういった中でそれぞれの業務情報を自分のパソコンで扱いながら業務を進めていくということが進んでおります。

それから、庁内のクールズ(COOLS)と呼ばれているウェブサーバですけれども、そちらの中にはいろいろな情報を発信しております、財政の健全化ではその中で情報も展開していくと、そういう中でこの情報の共有を進めていくという状況でございます。

高橋委員

平成15年度で新たな機能はありますか。

(総務)情報システム課長

平成15年度で申しますと、先ほどの庁内情報化の中で言いました保育所の接続、それからネットワークの拡充という意味では、水道局の方での事務系のネットワークを本庁の庁内LANと一緒にしようということで、水道局の各事務のパソコンも庁内LANにつなげたと。それから、15年度末には中央下水終末処理場、それから浄水場3か所とも庁内LANのネットワークを結んでいますので、そちらにもメールで情報が届くというような状況になります。それから、15年度整備した中では、庁内情報化ではありませんけれども、通常の事業の中で、住宅地図を各パソコンで閲覧できるというシステムを導入しまして、これはライセンスの関係から言いますと、それからサーバというパソコンの能力によりますけれども、すべてのパソコンでというわけにはいなくて、各課1台程度のパソコンで、住宅地図と呼ばれているそういう地図をパソコン上で、紙の地図にはない利便性、住宅やそれから居宅名を入れると、その中から検索してくれると。それから、そういうような地点を中心に据えて地図を表示できるという、紙にはない利点で住宅地図を利用するという状況を15年度末に整備しまして、実際の運用では、新年度に入った今年6月から始めたという形になっております。

高橋委員

それを利用する市職員の研修ですけれども、昨年、それから今年についてはどのような状況ですか。

(総務)情報システム課長

職員のためのパソコンの研修ということで、昨年度も十数回開いておりますし、今年も前半でもう一回済ませておりますけれども、年間を通して10数回の講習会を予定しています。そういう中では、平成12年度以来ずっと進めてきたのですけれども、それがある程度一巡して、当初の需要をそれなりに果たしてきているのかなということで、現在のそのパソコンの使い方という、それぞれの職場の中でみずから解決していくという中で、基本的には文

書をつくるソフト、それから表計算と呼ばれているソフト、それをこれからいかにうまく各職場で使っていくのか、使える職員を増やしていくのかということがこれから取り組んでいく必要があるのではないかとこのように感じております。

高橋委員

以前の課題でありました高度研修、それについてはどのように考えられていますか。

(総務)情報システム課長

そういう意味で、現実の仕事の中で、新たなそういう問題を見つけて、それを解決するためのソフトウェアをみずから見つけていくというのは、なかなか難しいものがあります。そういう中で、情報システム課に在籍した職員が各職場におりますので、そういう職員を中心に、そういうパソコンの利用というのが進んでいるところもございます。そういう中で、システム課の方に予算で購入しましたいろいろな手引書、解説書もございますので、それらを利用しながら進めているところではございますけれども、外部の講師を招いてそういう講習会をするというのはなかなか難しい。その中で、現実に自分たちの目の前にある一つ一つの問題を解決していく、その中でそれぞれの能力を高めていくということが必要になってくるのかなというふうに考えております。

高橋委員

それで、ウイルス対策ですが、15年度と、それから現在までのウイルス状況、影響状況、それを教えてください。

(総務)情報システム課長

ウイルスの影響でございますけれども、インターネットの世界と庁内LANを結んでいるわけですから、ウイルスの影響を避けるわけにはいかないというふうに考えています。そういう中で、万全の対策ということで、庁内LAN整備の中でそういったものを対策ソフトを導入して、各パソコンにもそのソフトを入れてやっております。主にメールにそういうウイルスが入って、添付されてやってくるという形で、庁内LANをインターネットに結んだ平成13年末からでございますと、そういったウイルスが入ったのが全部で3回ございます。直近の2回は今年に入ってから、今年3月と、それから8月にウイルスメールを受けました。たまたまそういう意味では庁内LAN、メールの利用が非常に発展してきたということの裏返しではないかと思うのですが、そういう今はやり出したメールがすぐ小樽市役所のだれかのメールアドレスに届くという状況になって、市役所のメールアドレスが各機関とかいろいろところで登録されているということになるのかなというふうに理解しておりますけれども、そういうメールが入りまして、発生して半日ほど庁内LANの運用をとめるということにはなりましたけれども、そういったウイルスソフトの方では対策をとっているわけですが、たまたま、今年の8月そういうのが発生したときの状況でいうと、午後1時過ぎにそういうウイルスメールが来まして、感染が庁内に広がったわけですが、その後すぐインターネットの接続を切りまして、その日1日は接続できませんでした。ウイルス対策ソフトでいうと、午後5時過ぎにやっと会社の方の対策が発表されて、新しいその対策のソフトウェアが来て、各パソコンに反映して、やっとウイルスが退治できるという状態、そういう追いかけてこの状態。ですから、これからも万全の注意を持って臨みますけれども、いつかはまたそういうことが起こる可能性はないとは言えませんが、いかに早くできるかと、そういったための準備が必要というふうに思います。

高橋委員

ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

市のホームページについて

それで、先ほども出ていましたけれども、ホームページについて何点が質問したいと思います。平成15年度のアクセス件数ですけれども、14年度と比較して、15年度の件数、それから伸び率、これをお願いします。

(総務)広報広聴課長

14年度と比較して、15年度のホームページのアクセス件数でございますけれども、14年度が月平均2万642件、1

5年度が月平均3万5,629件のアクセスでございましたので、前年比で72.6パーセントの増となっております。

高橋委員

年度の計で比較していくと、どういうふうになりますか。パーセントは同じだと思うのですが、年度の合計で、14年度、15年度の比較について。

(総務) 広報広聴課長

実は、この間、15年3月になりますが、このときに技術的な問題から、その月のアクセス数がとれなかったというそういう状況がございまして、今、答えましたように月平均の数での対比ということで答えさせていただいた部分です。

高橋委員

事務執行状況に数字が出ていますか。

(総務) 広報広聴課長

15年3月のそのときを除いて考えますと、14年度のアクセス状況が22万7,061件、15年度のアクセス件数総数が42万7,551件ということになりますので、単純に数値の比較で申し上げますと、対前年度比で88.3パーセントの増となっております。

高橋委員

この伸びの要因というのは、どのように押さえておりますか。

(総務) 広報広聴課長

伸びの要因ということで、今回こういう非常にアクセス数が増えたということが、小樽市のホームページの固有の性格といいますか、小樽市に対する、このホームページに対する利用率が高まったということと、もう一つはインターネットの利用自体が国内的にも全世界的にも伸びているという、この二つの要因の相乗効果というふうに考えております。

高橋委員

それで、市民からのメールによる意見・要望、これは昨年度どの程度だったでしょうか。

(総務) 広報広聴課長

市民からのメールによる意見・要望でございますが、15年度で合計が573件となっております。

高橋委員

直近3年ぐらいでいいのですが、この件数の推移、それはわかりますか。

(総務) 広報広聴課長

この件数の推移ですが、旧年度についてはたいへん恐縮なのですが、月平均という数字でとっております、11年度から申し上げますと、11年度の月平均が13件、12年度が25件、13年度が21件、14年度が30件、15年度の平均が48件というふうに推移してございます。

高橋委員

ホームページですけれども、平成15年に特に今までと変更して改正した内容というのはありますでしょうか。

(総務) 広報広聴課長

15年度におきましては、特段構造的に大きく変えたということはありませんで、先ほど答弁させていただいた中で、16年6月1日から全面的なリニューアルを行うということが、今年度になりますが、そのような経過です。

高橋委員

ホームページは、毎年少しずつ改正されてきているかなと私は思っています。トップページもかなり軽くなりましたし、そういう点では評価できるかなというふうに思っております。ぜひ内容充実を図っていただきたいと思いますが、目標としていた1課1ページ、これについてはどのような経過でしょうか。

(総務) 広報広聴課長

ホームページの管理・運営を私どもの広報広聴課単独で維持していくというのは、今、作業的にも非常に難しいというものがあまして、今後の方針としては、それぞれの課がそれぞれのホームページを維持していくという基本的な方針を定めて、昨年度もそれぞれの課の担当職員を集めて講習を行ったというふうに聞いておりますが、とはいえますもののなかなかホームページの更新技術といたしますが、ホームページの内容の作成というのは熟練といたしますが、技術といたしますが、そういうものを要するものですから、技術の向上と、あと各課の担当職員の意識の啓発といたしますが、ホームページに対する意識の向上を待って、今後その方向で進めてまいりたいと思っています。

高橋委員

ぜひできるだけ早く充実した各課1ページに向かっていくことをお願い申し上げます。

市の携帯電話サイトについて

次に、携帯電話サイトでのアクセス数を同じように14年度、15年度比較してお願いします。

(総務) 広報広聴課長

携帯電話での市のホームページのアクセス数ということでございまして、私どもの方ではドコモのiモード、それからauのEZweb、それからボーダフォンと、この3社との間で、市のホームページを閲覧できるようにしてございます。そのうち、件数については技術的な問題から、iモード、ドコモの部分しか件数は押さえていないのでございますが、14年度が21万7,064アクセス数、15年度が22万387アクセスということになりまして、対前年度比で1.5パーセントの増となっております。

高橋委員

それで、iモードしか数字がないので残念だなというふうに思っているのですけれども、携帯IP接続サービスという内容を私も検索をしてみました。それで、シェアですけれども、iモードは全体の58パーセント、それからEZwebは23パーセント、それからボーダフォンライブは19パーセントと。これは今年7月現在のシェア率です。それで、これで計算しますと、単純に足した場合、37万件近くなるというふうに思っています。非常に通常のホームページに匹敵する量かなというふうに考えるわけですけれども、この点はどのようにとらえていますか。

(総務) 広報広聴課長

私どもドコモ、au、ボーダフォン、それぞれのシェアについてはちょっと承知していなかったのですが、委員のおっしゃるようなシェアであれば、それぞれのキャリアの利用者が小樽市のホームページを閲覧する傾向は基本的に同じだろうと考えますので、委員にご推計いただいた年間37万アクセスというのは、聞くべき数字かなというふうに考えております。また、委員がご指摘のように、市のホームページ、インターネットからの、パソコンからのアクセスに迫る回数ですので、携帯では900ページという言い方をするのですが、内容は既に900ページの内容を載せているわけですけれども、この内容についてより精査し、充実してまいりたいと考えております。

高橋委員

それで、私もノスタルジックを、iモードですので見てみました。食べると泊まるとを見てみたのですが、この出ている店、この掲載している基準というのはどういう内容なのでしょうか、それをちょっと教えてほしいです。

(総務) 広報広聴課長

基準ということでございますが、市のホームページにも、要望を受けて市内企業のホームページにリンクを張っているものもございまして、基本的にはそれぞれの企業、店等の要望を受けて、市内の業者ということで掲載させているものと思います。

高橋委員

泊まるについては宿泊施設はホームページに出ていましたけれども、食べるの方は私が見た限り出ていなかったと思うのです。だから、何で差があるのかとちょっと思ったものですから。それと、店名がずっと出ているわけで

すけれども、全部載せるというわけにはいきませんから、恐らく何か基準があって、広告料をここは取っているか取っていないかわかりませんが、そういう内容もあるのかなというふうに思ったものですから、その点どうですか。

(総務) 広報広聴課長

順番が逆になって申しわけございませんが、広告料については市の方で取っているということはございません。あと私どもの方でも、いわゆる食べる、飲食店関係のものが市のホームページにはほとんどなくて、携帯のサイトの方にリンクしていくという現状なのですけれども、それぞれ利用者の利用形態ということの反映かと考えます。小樽に旅行に行こうという際に、家のパソコンから小樽市のホームページにアクセスして、宿泊はどこにしようかというようなパソコンからの利用の性格に比べて、携帯の場合はどこからでもアクセスできますから、実際に小樽に来てから、どこの店に食べに行こうかというようなことで、泊まるのほかに食べる、飲食店関係、その情報が充実してきたのかなと。これは、特に私どもの方で方針を持ってそのように分けてきたということではございません。ただ経過の中で、自然にそうなったのかなというふうに考えてございます。

高橋委員

いずれにしても、非常にこれからのことを考えても、この携帯電話によるアクセス数というのは伸びていると思うのです。そういうことを考えれば、内容もさらにもう少し詳しく、また充実するというのが非常に大事なかなと思います。この点についてニーズ調査等、ぜひ機会があればやっていただきたいなというふうに思っていますが、いかがですか。

(総務) 広報広聴課長

携帯電話を使つてのホームページの閲覧に対するニーズ調査ということでございますが、基本的にそれを使われる方が携帯を通じてのアクセスということになりますので、一般的ないわゆるアンケート調査、郵送調査であるかということにはなじまないかなと考えますので、持って帰って検討して、携帯でアクセスした際に、市のホームページのニーズについてご意見を求めるということは可能かと考えますので、これについて検討してまいりたいと思います。

高橋委員

前も提案しましたけれども、メールモニター等いろいろなことを各自治体でやっているわけですから、ぜひ研究していただきたいというふうに思います。

情報教育の環境整備について

先ほども質問が出ていましたけれども、小学校にパソコンが導入されました。情報教育の環境も整備されてきたというふうに思います。それで、指導する側の指導できる教員の率とございますが、状況について平成14年度、15年度、比較してお願いします。

(教育) 指導室寺澤主幹

指導できる教員の数についてですが、小・中合わせての数なのですが、操作できる教員は平成14年度、71.4パーセント、平成15年度、80.3パーセント、そのうち指導できる教員は、平成14年度、31.7パーセント、平成15年度、42.2パーセントとなっております。

高橋委員

まだ半分っていないということですよ。それで、昨年度も研修をされていると思いますけれども、研修の状況、それからできれば人数、どういう内容だったのか、お知らせ願います。

(教育) 指導室長

平成15年度におけるコンピュータの研修の状況ということでございますが、前年度も委員からもご指摘をいただきましたことも踏まえまして、従前ですと内容的な面で申しますと、どうしても機器の操作、例えばマウスの右を

クリックするとか、そのような内容の研修に重きを置きがちでございましたが、直接授業に結びつく内容に改善を図っているところがございます。例えば、国語等での学級新聞づくりというのを想定しまして、そういうことを通してワープロ機能について身につけてもらうとか、理科での気温調べというのがございまして、そういうことを通して表計算の機能と、いずれにいたしましても先生方が、ああ、これは授業で使ってみたいなと、これはいいということを実感してもらえるような内容へ変換を図ったところがございます。

また、研修講座の回数につきましても、できるだけ多くやろうということで、昨年度は9月から12月まで10回ほど実施をさせていただきまして、その講座では118名程度の受講があったというふうに記憶してございます。いずれにいたしましても、内容の充実とまた機会の充実ということで、今努めているところであります。

高橋委員

それで、指導できる教員を増やすためには、どうしたらいいかというのが非常に課題になるわけですが、これはどのように考えておりますか。

(教育)指導室長

今、申し上げましたように、内容と回数の充実ということから、今年度につきましても、実は5月から10回ほどの計画を予定してございましたが、その参加状況を見ながら、急きょ9月にも3回追加という形で、回数の充実を図ってございます。また、今までの研修は教育委員会のコンピュータ室においていただいていた研修という形をとってございました。それから、私どもが今度出ていこうということで、出前という形で、学校での研修が行われた際にぜひ職員を派遣してほしいということをお願いしまして、派遣して出前をしていこうということで、今年度新たに取り組んでございまして、既に2校で出前をさせていただいているという状況でございます。

高橋委員

それで、研修の内容で、以前にも指摘をさせていただきましたけれども、ネット上のエチケット問題ということで、今年も非常に痛ましい事件がありましたけれども、それについては研修内容にプラスされておりますか。

(教育)指導室長

特に、情報モラルということで、第2回定例会におきましても各議員の皆様からご質問をいただいたところでございまして、教育委員会といたしましても、まず保護者向けの講演会ということでございますが、8月20日でございますでしょうか、講演会を開催したところでございまして、教育大学の瀬川先生にお越しいただいて、家庭におけるインターネット利用の在り方みたいなものについて研修をさせていただいております。また、教員に向けましては、特にメールやチャットというところが今話題となっております。この機能や危険性などについてじゅうぶん教員が周知しているということが必要であろうかと考えてございます。特にメールにつきましては、日常的に教員も使っておりますが、チャットとなりますと、なかなか経験がございません。そのため擬似的にそういう体験ができるソフトウェアがございますので、これにつきまして急きょ7月上旬には各学校へ配布しました。また、教頭方にそのソフトについて各学校の校内研修で活用していただくということで、教頭への研修を実施してございます。また、今年度、この9月の研修の中でも、メールやチャットにかかわってのネチケットということについても、内容として取り上げているところがございます。今後とも教員研修の中で、このネチケットの問題について重要なものと受け止めてございまして、内容等の取り上げ方についてもじゅうぶん工夫をしてみたいと考えてございます。

高橋委員

このメールとチャットの件で、市内でもトラブルになったいじめ的なものがあったのではないかとというふうに言われているわけですがけれども、ちょっと気になった部分があったものですから、教育委員会で押さえておりますか。

(教育)指導室長

今のご質問ですが、これは学校教育の中での形でございましょうか。

高橋委員

生徒同士で似たようなチャット上でのトラブルがあったというのを聞いていませんか。

(教育)指導室長

その内容につきましては、当該の学校から生徒指導上の問題ということでの報告を受けてございまして、適切な対応をいただいているというふうに理解してございます。

高橋委員

いずれにしても、新しい問題点なものですから、ぜひ注意をしながらお願いをしたいということを要望して、私の質問を終わります。

秋山委員

市税収入の収納体制について

先ほどの質問の中に、市税収入に関しての質問がございました。あの新聞を読んだときに、小樽市は戸別訪問を強化して取るべきというふうに訴えたいのかというふうに読んだのですけれども、この市税収入に関しては、横ばいで続いているのなら、これだけいろいろ手を尽くして横ばい状況、確かにちょっと下がってはいても、横ばい状況ではないかというふうに私は思っています。この税金だけは、払う側にすればどうしても取られるという感覚が抜けない、義務というのをなかなかとらえがたいという中で、85.2パーセント、85パーセント台をキープしてきているという部分には敬意を表するのですけれども、やり方を変えてきたという中で、去年、今まで2万件ぐらい回っていたのを8,900件に抑えたというそこまでの過程、だからこうしたという過程をもう少し具体的に説明していただければと思います。

(財政)納税課長

収納率の関係については、先ほどもご質問がありましたが、たいへん全国的にもとにかく厳しい中で、委員の方から検討していると、そういうお話がありましたけれども、私ども従来の取組については例えば分納約束なり、それから分納約束していても不履行になるとか、納税計画も何も持っていないもの、そういう人たちに対して文書なり、臨戸なり、電話なりで何度も催告をしています。そういう中で、たいへん景気が低迷している中で、滞納者も多く増えてきたと。それを繰り返してばかりであれば、滞納整理が遅々として進まない。そういうこともありまして、例えば中身を充実する観点から、先ほども言いましたけれども、簡易な集金業務については嘱託職員に任せ、より担当者が一つ一つの滞納者に対して具体的に入れる方策はないかと、そういうようなことから、例えばいくらか交渉をしてもなかなかちが明かないと、そうすればもう財産を調べさせていただくと、そういうことも必要だろうと、そういう取組の中で、実は平成14年度ごろを境にして、ちょっとシフトといいますか、移行した関係もありまして、正直言いましてその後、戸別の回数とか件数については若干減ってきていると。だけど当然必要があれば引き続き訪問をしてお話を聞くと。やはり納税義務者と心を通わせるというのが一番の仕事なものですから、当然それは必要に応じては納税義務者の方に臨戸するなり、夜間訪問するなり、そういうこともしていくという状況にあるわけでございます。

秋山委員

何でも集金とか、もらうという側とは、一番嫌な仕事なのですね。これは本当に続けてこられているというのは大変なことだなと思います。そして、今度コンビニで払込みができるようにするとか、10月18日以降に、また管理職総動員で電話作戦をしたいというような内容の話がされておりましたけれども、これは形をとるぞと体制を整えても、なかなか厳しいのではないかなと正直聞いておりました。この電話催告に絞ったということは、財産調査をして可能性があるというところに絞り込んで、電話作戦をやられたということなのではないでしょうか。

(財政)納税課長

管理職の電話催告の部分については、財産調査とかということではなくて、基本的には今年の課税分の滞納者に対して早期に支払をお願いしますと、そういう意向の下で実施するというので、既に固定資産税は1期、2期の納期限がもう済んでいますけれども、例えば払い忘れとか、そういうケースもあるかと思しますので、そういう方々に払い忘れはないですかとか、いつ予定されていますかとかと、そういうことで啓もうするといいますが、意識をもっていただくと、そういう趣旨で管理職、全庁を挙げて実施をしたいと、このように考えております。

秋山委員

であれば、少し甘いなど。これから払える方に対して忘れていませんかという感じがちょっと甘いというふうに、申しわけないけれども感じたのですけれども。であるなら、やはり滞納額約27億円というのは大きいですね。焦げついた分をもらうというのもまた厳しいかと思えますけれども、どうせ10月18日以降取り組むのであれば、その滞納部分も含めまして、戸別訪問強化月間と銘打って、大変でしょうけれども、電話作戦に変えて外に出るという方法もいかなというふうに、先ほど聞きながら感じていたのですけれども、その点いかがでしょうか。

財政部長

夜間の臨戸訪問は、かつて2年連続して平成9年、10年とやった実績があるのです。これも管理職と納税課の職員が2人で組になりまして、それで夜間回ってやりました。1年目、9年の時はそれなりに実績があったのですけれども、2年目はそれよりちょっと落ち込んだということもありまして、それで担当の職員の方もそれに係る準備などを考えたら、費用対効果でどうかというようなこともあって、2か年で一応その辺検証してやめたといいますが、休止している状況があります。

今、電話催告の関係で、ちょっとやり方が甘いのではないかということで、もちろんあります。ただ、話のきかけとしては、市役所の財政部とかというと、何だという感じにまず相手が受け取りまして、そこで今申し上げましたように、納期が過ぎているのですけれども、忘れておりませんかとかなんかというところから入って行って、それでいろいろ踏み込んでやりとりするという、一つの電話のきかけ部分としてはこういう方法でやっていただきたいというようなことで、皆さんに話をしているわけです。それで、だいたい昨年もそうですけれども、管理職が140名ちょっとの中で、2,800件ほどやりましたけれども、今年は160名ぐらいの管理職で、倍の4,800件ぐらいをやると思っています。この間、我々が、今、現年分、今年の課税の分の滞納ということは、いろいろな借金と同じで、少ないと思っても2回、3回重なりとやはり払にくいのですね。ですから、その払いにくならないうちに、とにかく声をかけると。それで、納付してもらうということが、一方、現年分は我々がそれを役目でやると。この間、納税課の職員は何をしているかという、今まで滞納を繰り越してきているものを専門的にこの間ずっとやるわけです。ですから、そういう意味では現年と滞納、それぞれ役割分担してやっていくという格好で、それなりの役割を果たしながらということのできるのかなというふうに思っています。去年は11月中ぐらいからやって、今年は1か月早いのですけれども、一応やって、11月1回給料日とかが過ぎて、その後、今度納税課の職員が12月上旬に一気にまた催告ということに入ってしまうので、そういう意味では手順を踏んでやっていけるのではないかと考えています。

それで、数字的な具体的などんな効果があったと、額でどうなったのだということと言われると、なかなか申し上げにくいところがあるのですけれども、去年も現年分でだいたい2,800件ほどの滞納額1億3,000万円ぐらいだったのです。これが額としては途中経過ですけれども、かなりの部分も入ったようでございますし、それから何にしてもいわゆる新規の、例えば15年度当該年度の分の滞納が16年度にわたっていくと、この件数が14年度と15年度を比べて、あるいは13年度と14年度、次にわたっていく新たに発生する件数をここ数年見ていきますと、毎年7,000件、8,000件とかと増えてきていたのです。それで、これも去年のレベルでは9,000件を超えていましたので、ですからこれがひょっとすると今年度の滞納、現年分といったら5月31日まで徴収できますので、1万件ぐらいいくのでないかと思ったのですけれども、ところが現年分の電話催告を私は効果だと思っているのですけれども、逆にこ

これは前年から、14年度から15年度に増えるものよりも逆に減ったという状況がありますので、これについても私としてはやはり効果として見られるのかなと思っています。

もちろん今、委員のお話もございますので、この2年これをやってみて、それでどういう結果になるか改めて検証をして、それから、今、納税課の職員体制というのが平成14年度に組織を見直して、改革をして、これが今年で3か年たつのですけれども、17年度以降どうするかということで、今、検討しておりますから、それらともあわせて新しい取組にというふうに考えております。

秋山委員

こういう立場にさせていただいて、書類を見るという側に立ったとき、役所としては残しておけないので、5年、5年で落としていくという体制を見たときに、根気よく頑張った方が勝ちかなというふうに感じられたというのも事実なのです。本当に、払わないでラッキーと感じている人方に、やはりきちんと最後まで大変でしょうけれども催促していくという姿勢も崩してはいけない問題ではないかなというふうに感じたものですから、質問させていただきました。

組織・機構と事務事業との見直しについて

15年度に取り組んだ組織・機構改革と事務事業の見直しで、22億円が浮いたのだということで、先ほどのやりとりの中で聞いておりました、この具体的に取組んだ事例などはわかるでしょうか。どういう形でこの組織機構、事務事業の見直し、具体的に取組んだ形というものを説明してください。

(総務)田中主幹

組織機構の部分について答えさせていただきます。まず15年度につきましては、16年度で大きい機構改革がございましたけれども、その先立つ1年前でございますので、この15年度の組織機構といたしましては、係の統合等につきましては、市民部で交通安全対策課と消費生活課を統合いたしました。あと福祉部で、高齢社会対策室の管理課と同室の高齢福祉課の統合がございまして、その他係単位では、環境部の管理課の庶務係と管理係が統合。あとは土木部におきましては、用地対策室と管理課の業務見直しによりまして、用地管理室という体制と、あとは公園課の係の統合を行っております。また、経済部につきましては、農政課と青果市場、農業委員会の執務場所といいますが、そういうものの体制を見直しまして、市場の方に持っていくというような形で行っております。あと消防本部の方では、適正配置計画の初年度という形で、組織の見直しという形で取り組みました。

(財政)財政課長

今、組織機構の見直しでしたが、事務事業の見直しの関係では、予算編成に当たって、まず市民負担に影響のある部分では、高齢者のはり・きゅう・マッサージ推進事業の縮小、それから補助金の原則一律2割カット、そのほかにさわやか運河健診などの有料化をいたしました。このほかに予算編成の中では、経常的経費で前年度比10パーセントのカットの枠をはめて、その中で各部に指示して、工夫をした中で予算をつくったと、そういうことでございます。

秋山委員

決算説明書の中の47ページ、勤労青少年ホームの使用料の中で、予算額よりかなり50万円ぐらい増えている、これはどんな効果なのでしょう。

(市民)勤労青少年ホーム館長

ただいまのご質問でございますけれども、このことにつきましては、勤労青少年ホームの中に体育館がございまして、体育館が従来市の施設ではなかった関係もございまして、平成14年度に所有者であります雇用能力開発機構から有償譲渡によりまして購入したことに伴いまして、小樽市としては15年度から新たに使用料をいただくことになったことによる収入の増ということでございます。

秋山委員

国から小樽市にという形で手数料が増えたという形ですけれども、このほかに違う形で増収に結びついたというようなところがありましたら、教えていただきたいのですけれども。その点について、ないですか。では、それはこれから16年度の効果に現れてくるのでしょうか。

(総務) 田中主幹

今のような形ではございませんけれども、行革の15年度9月の中で、使用料・手数料の見直しというのがございますけれども、この中では港湾部の関係、この辺につきましては条例改正で行ってございますけれども、港湾施設使用料の改正等で増収がございますし、あとは以前に廃棄物関係の手数料について、12年度に改正した部分が14年度以降、改正になって上がっている部分が、行革の効果額としては引き続き中で使用料・手数料として効果が上がってくる分がございます。

秋山委員

先ほど勤労青少年ホームの使用料が上がったという話の中で、昼間使われていなかった施設を昼間貸し出すことによって収入を得たという内容の話を伺ったような気がしたものですから、そういうような形で努力されているところがあったらという感じで聞かせていただきました。では、またこれは後年度に期待いたしまして、次、青果物卸売市場事業についてお伺いいたします。

青果物卸売市場事業について

監査委員の方から出された各会計歳入歳出決算審査意見書の6ページを見ますと、先ほど説明があったのですけれども、前年度までは繰入金を入れて対応していたと。ところが、今年度は繰出金を出したということで、すごいというふうに見ていたのですけれども、この件に対して説明を改めてお願いします。

(経済) 青果物卸売市場長

15年度決算で繰入金がなくなって、繰出金を出したということでございますけれども、この理由につきましては、職員給与費、この部分、場長が農政課長と兼務しておりますのでその人件費分、それから大規模改修の部分が当初、考えていたよりもなかったということで、繰出金が出た状況でございます。

秋山委員

何か着実に組織機構とか事務事業の見直しの成果がここに出ているのかなというふうに見ておりました。決算説明書の219ページでしょうか。既に歳出の部分なのですけれども、そのように努力されて繰出金を出しているにもかかわらず、かなり維持経費というのはかかっているというふうに見ているのですけれども、いかがなものでしょうか。それと関連しまして、事務執行状況説明書の37ページに買受人が7人廃業しているというのも載っております。これに関連しまして、まず市内の青果物店舗数の推移と市場内のこの仲買人とか仲卸人というのですか、この推移をちょっと教えていただきたいのですが。

(経済) 青果物卸売市場長

歳出の部分でございますけれども、青果市場全体の電気代であるとか水道利用、それから警備委託であるとか、除雪も入りますけれども、そういうような経費はかかるものでございますから、それなりの経費がかかっているということになるわけでございます。あと市債の分、公債費で毎年返している金額が500万円ほどございまして、これにつきましては平成27年度で返済が終わる予定でございます。それまで公債費ということで、これも載ってくるようになってございます。

それから、平成15年度の事務執行状況に載っております買受人の取消し7人でございます。これにつきましては、現在で買受人は119人がいらっしゃいます。買受人という方は一般的に言う小売店でございますけれども、その方が119人。それから、仲卸といいまして、卸業務、小売店に卸したりする業務を行っている方でございますけれども、この仲卸については13社でございます。

それから、青果店の数、推移ということでございますけれども、商業統計調査でしかちょっと承知をしていない

のですが、平成9年の商業統計調査によりますと、青果・果実小売業が102社、それから、平成14年の同じく商業統計調査によりますと、79社ということで、平成9年と比べますと23社ほど減少してございます。

秋山委員

売上げも着実に下降線をたどっているという中で、先ほど市でも見直しをしながら、経費削減に努力をされている。今、お答えいただきましたように、市債もあと2,520万円ちょっとぐらいで終わる予定になっているようにこの書類で見えておりますけれども、こういう点から見て、今後、小樽市にとっては、この青果物卸売市場事業というのは必要と見ているのか、また、経費をこれ以上下げるといっても厳しいでしょうし、今後、この青果物卸売市場に関してどのようにお考えなのか、今後についてお尋ねしたいと思います。

(経済)青果物卸売市場長

青果物市場でございますけれども、市民に安定的に野菜、果実、それを供給するということが非常に大事なことでございますので、最近、地産地消と言われておりますけれども、食の安全・安心、これが言われておりますので、市といたしましては青果物市場、これにつきましては卸に携わっている方と協力しながら取扱いを、それから売上げ等の増につつまして努力していきたいと考えているところです。

秋山委員

決算説明書の280ページ、特別会計の青果物卸売市場事業、このところの市債ですが、これを見てもこの二千何百万円というのは、月300万円ちょっとずつ返しているみたいなのですけれども、あと何年で完済するのでしょうか。

(経済)青果物卸売市場長

市債の償還でございますけれども、今年度末で2,205万3,000円でございます。これにつきましては、平成27年度で償還がすべて終わるということになってございます。

秋山委員

先ほど報告を聞きましたときに、小売店の青果店の数なのですけれども、平成9年で102社、平成15年で79社に減ったと、平成20何年まで返す間に青果物卸売市場はどうなるかなというふうに感ずるのですけれども、それでもやはりこれは事業としては必要だというふうにお感じなののでしょうか。

経済部長

先ほどからお話いただいておりますけれども、一つは今の卸売会社というところに私ども委託してやっておりますけれども、今、取扱高が約40億円前後で推移をしています。実は、この40億円というのが、ある意味では会社の経営としては損益分岐点に立ってまして、これ以下になるとかなり苦しい状況です。それで、先ほど来お話がありましたとおり、かなり管理経費の節減とか、いろいろなことをしながら、何とか今、会社として頑張っているというような状況です。果実とそ菜に分かれていますけれども、なかなか果実の方がうまくいかないというのが現状の中では出てきております。問題は、大型店の進出の中で、どうしても市場外流通とかが多くなったり、大型店が一括して直接仕入れたりとか、本部から仕入れるというような中で、なかなか利用していただけないという部分も実はあります。しかし、一方では、70程度になったとはいえ、市内の小さな青果の小売の方々がそういった商品を市民に供給しているという、これもまた現実の中の処理ですから、我々としてもそれは大事にしていかなければならないという中で、卸売会社の方とも常々話し合いをしながら、何とかこの取扱高を工夫しながら、維持をしながら、安定的な供給に向けて頑張っていこうということで話していますので、27年度というのは起債の償還まで相当先があるのですけれども、我々もそんなことをにらみながら、今後ともやはり継続していかなければならないというふうに、そんな立場で進めていきたいというふうに考えてございます。

秋山委員

交通災害共済事業特別会計について

次に、交通災害共済事業特別会計についてお伺いしたいのですが、これはお聞きしますと見直しを考えている事業の一つだそうなのですが、それで細かいことをお聞きするのはやめますけれども、実は去年ぐらいまでは、これはたくさんいろいろな保険もあるので見直しをかけた方がいいのではないかと側だったのですが、この一般加入者2万3,221人という数は重いというふうに感じたのです。小学生の場合は、また一般会計の方で負担してお金を繰り入れているようなのですが、というのは、小樽市は確実に高齢化が進んでいるという中で、災害に遭った今年3件の方に100万円の満額をお支払いしております。合計で、75件の方にお見舞金を支払っている、こういう現実を見たときに、高齢者の率が高いということは、何歳以上はお断りということで保険も入りづらいのです。そうなったとき、掛金が安い、交通安全の面からいっても、こういう掛けられないという方々に対して、残しておいてもいいのかなというふうに感じているのですが、こういう考え方、見直しをかけているというところで申しわけないのですが、そういう現実を見たときにいかがなものかと思えます。

(市民)生活安全課長

交通災害共済事業にかかわる高齢者の問題でございますけれども、確かに従来であれば高齢者が加入できる保険というのは非常に狭められまして、なかなか高齢になると保険に入れないという条件がございましたけれども、最近いろいろ新聞、テレビ等あるいはチラシなどに入ってくるのを見ますけれども、民間の中でけっこう高齢者の方でも加入できるような保険のメニューがかなり増えております。そういったことが一つの要因でございます。それから、発足当時、昭和40年代はいろいろな生命保険の加入率が全国的にも低かったのですが、平成13年、全国的な統計ですが、約80パーセントの方が生命保険に加入されているといったようなこともございまして、その保険のメニューもかなり民間においては多様なメニューになってきている。一方、小樽市の交通災害共済については交通事故でなければ見舞金が支給できないということで、年に何件かは家の中で転んだり、あるいは表に出て道路で転んだとか、どうしてもそういう傷害が多いのですが、そういう人たちから共済の対象にならないかというお問い合わせもいただいておりますけれども、残念ながらこの種の交通災害共済では対応できないということもございまして、そういった市民のニーズの面ということ、それから事故の確率の方からいきましても、一般の傷害を含んだそういうメニューを高齢者の方も望まれているというようなことから、だんだん全体的に件数が低下しているのかなと。発足当時360円ということで、50万円ということで、当時被害者及びその家族の救済ということを目的に発足した事業なのでございますけれども、現在480円、100万円。100万円という金額は決して少ない金額だと思いますけれども、総体的に救済事業という意味では役割が変化しているのではないのかということで、原課の方では検討しているところでございます。

秋山委員

今、テレビでよく、あなたも入れます、85歳まで入れますとかというのがありますが、2,000円、3,000円。今、それでなくても先ほどもありましたように、なかなか税金も払いづらいという、そういう85歳まで入れますといっても、薬を飲んでいますと言ったらもうカットされるという現実もあるということから考えると、こういう保険というのは、制度も残していてもいいのではないかと感じました。事業の中を見たときに、職員、それと嘱託職員、そのほかに臨時雇用の賃金を出しております。これは職員はいいのですが、臨時雇用をしてまで、その事業とは忙しいのかな、申しわけないけれども、どういうときに臨時雇用をしているのでしょうか。

(市民)生活安全課長

臨時職員につきましては、1年のうちの申込みの繁忙期というのがございまして、1年通しての雇用ではないのですが、集中的に2月、3月の申込みがどうしても多くなりますので、その辺の時期に臨時的に雇用しているという状況でございます。

秋山委員

利点をPRしながら増やしていくと。それで、これだけ1,600万円余りの事業費をかけていても、不用額は120万円ぐらい出ている。確かに、一般財源から繰入れをしているのだけれども、加入者が増えれば、これはじゅうぶん事業としてやっていけるのではないかというふうに考えたのですけれども、いかがなものなのでしょうか。

(市民)生活安全課長

私どももできるだけ加入者が増えるようなことで、例えば町会単位にお願いするとか、あるいは幼稚園、保育所などにも出向いて集金するとか、考えられる点は今までのやってきたのですけれども、やはり全体的には加入率が年平均で約7パーセントずつ落ちてきているということで、これは今年8月現在ですけれども、約18パーセントということで、全体的には加入者の増加がどうしても図れないといったようなことが一つございます。それと、ここ数年、特に民間保険の料率ということが目につきました、480円と同等ではないのですけれども、単純に交通事故の死亡100万円を保障する保険というもので探した場合に、年間2,000円程度のもも出てきておりますので、先ほど申し上げましたけれども、市としてそういう民間がある程度保障してくれるものまでは、市としてやる必要はないのではないのかというようなことも含めて、総体的に今、見直しの方向で進めている状況でございます。

秋山委員

はい、わかりました。

特定目的資金基金について

最後に、基金運用についてお尋ねいたします。

決算説明書を見ますと、各所に基金を活用して事業が行われているようですけれども、これは各区分ごとというのですか、基金を活用して行われた事業内容、そして金額、残高をお示してください。

(財政)財政課長

基金はさまざまにわたりますので、私の方から説明します。今、おっしゃっているのは、特定目的資金基金といまして、特定の目的のために積み立てて、その運用益などを活用しているものですが、平成15年度、小樽市はこの特定目的資金基金は31ありまして、残高は18億4,400万円でした。14年度は同じく31ありまして、20億1,600万円ございましたので、この間、15年度に取り崩しているのですが、取り崩した内容は決算説明書の84ページ、85ページ、こちらをちょっとごらんいただきたいのですが、ここの繰入金の中に今の基金繰入金というのがあります。この基金繰入金がそれぞれ基金の名前から、どれだけ当該年度の事業に充てたかということがございます。例えば、社会福祉事業資金基金であれば、1,072万1,000円をボランティアの育成事業だとか、障害児の海浜休憩所の利用事業だとか、ここに書いてある事業に充てております。それから、一番大きな基金の取崩しをしているのが交通記念館の整備資金基金、85ページの下の方にございますが、1億2,200万円を取り崩しておりますが、これは交通記念館のセンター館等をつくったときに、北海道や市民の皆様の寄付をいただいて基金を積み立てて起債の償還に充てている、そんなところでございます。

秋山委員

やはり基金、いろいろな形で寄付される方がたくさんいらっしゃるようですし、有効に活用をされているという、こういう大変な時期だからこそ、この基金を活用しながら事業に取り組んだということを感じます。決算というのは見ていて難しいというふうに感じますけれども、大変な中、しっかり取り組んでいただければありがたいというふうに思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木(勝)委員

予算・決算の考え方について

今日は決算特別委員会の総括でありますので、私の方からは、決算と決算資料に絞って何点か伺います。決算の重要性については、前からいろいろと見解をいただきました。それで、今、行政に求められているのは結果の評価ということを中心にしなければならないのではないかと考えているところです。そういう意味で、予算・決算とはお金の問題ですから、いろいろ変化があると思うのですが、まず最初に決算というと、どういう意味ですか。

(財政) 財政課長

一般論で、用語としての決算ですが、物事の期間を区切って締めくくりをつけること。特に勘定の仕上げ、一般的な一定期間の収支の計算をして、会計を締めくくること、これが決算であるということです。

佐々木(勝)委員

それでは、いわゆる地方自治体でいうところの決算、その目的、その特徴といいますが、それを聞かせてください。

(財政) 財政課長

今、地方自治体の決算の特徴ということですから、民間企業をまず先に答えてみますと、営利企業では事業年度を区切って、各事業年度末に決算をして、株主総会などで株主にその報告をして、内容について承諾いただいて、それぞれの株主はどれぐらいの配当があったのか、どれぐらいの利益が上がったのかというのを判断して、また、次なる投資なり、そういうものに向けるのだらうと思います。

一方、自治体の方は、租税など税金をもらって、住民の福祉の増進を目指すための団体でございますが、これはずっと延々と続いていくわけですが、ただその中でも一定程度年度を区切って、特に自治体の場合は民間と違って一番顕著なのは予算制度があるということ、予算がなければ一円のお金も出せない。それで、自治体の決算はその事業年度の計画である予算と、その予算の執行経過、それを比較した表、これが自治体の決算であると、そのように考えられます。

佐々木(勝)委員

よく今の話の民間の場合は決算主義、自治体の方は予算主義、こういうような言われ方をして、これまで従来の予算主義では、こういう状況の中で組まれた予算をいかに消化するかという部分でしかなかったわけですから、この予算主義はそれは民間ではちょっとわかりにくいことだと思います。やはり民間で行っている決算主義をしっかりと重要視して、そして次年度に向けたときには必要でないかというふうに思っています。

それで、予算と決算の関係でいろいろ出てくるわけですが、そうなる今ある決算の結果といいますが、この結果が予算の編成の時期と食い違って来るだろう。何と言ったらいいのですか、時期の関係ですれ違って来るといいますが。そうすると、決算で、15年度決算が16年度予算に反映されていないのではないかと感じています。そこで、次の年度に反映していくための対策といいますが、予算編成上にどのように考えて行っているのか、この点わかれば。

(財政) 財政課長

委員がおっしゃることは、今、15年度の決算を皆さんで審議していただいておりますが、16年度、15年度の次の年度の予算というのはもう既に動いていると。ですから、15年度の決算結果は、正確にはこれは17年度でないと反映できない、そういうことだと思うのですが、実際には16年度予算をつくってしまっているわけで、15年どうやって見たかということ、それは決算の結果としてはやはり月日がたって、5月31日の出納閉鎖を経なければ決算は出ませんけれども、各原部と財政課の中ではこれから予算編成時期ですが、半ばを過ぎたぐらいで当年度の決算見込みというものを立てまして、その中で、本来15年度の予算を、どのぐらいの執行率になるのか、そしてこれからどうなるのか、見直すべきものは何か、こんなことをヒアリングしながら作成しているところでございます。特にここ数年は、財政健全化計画を立てましたので、今まで財政健全化の緊急対策会議の中でいろいろ政策課題とか、事業

の分析などを財政課と原課だけではなく、こういう対策会議の中でも議論をしながら、せん議をかけて研究してやってきたということでございます。

佐々木(勝)委員

そういうことだと思うのです。一応私も今日テーマにしていることについて、そこに出てくるのが事務事業の評価、評価システムというあたりなのです。庁内で議論をすると、それを基にして来年度の予算を組む。こういう時期になりますと、透明性が大事なのではないか。そういう面では、この議会における決算の位置づけといいますか、認定の手續というのが重要でないかというふうに考えます。

そういう面で、決算の議会の認定の仕方ですけれども、どのようになっている、それが15年度は17年度、翌々年度、こういうところに生かしていかなければならないのかなというふうに思います。そういう面で考えて、予算に関する審議に当たっての審議資料が膨大についてきますね。委員の皆さんの机のところですが、それぞれのところへ、今回、決算の関係ではこれだけ資料があります。これを自分が見て、そしてこれをこなしたいへん難しいというふうに思っています。そういうところで、一般に言う決算といいますから、予算もそうですけれども、会計の種々の計算表という形でずっと出てくるわけですね。数字の裏側というのはなかなか見えない。そこをいかに見るかということが非常に難しいというふうに思うわけですが、事業の成果やそれから評価といいますか、効果といいますか、そういうものがお金でははかれない、見れない、そういうところが多いものですから、それらを表すわかりやすいというのか、そういうものが考えられないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

(財政)財政課長

まず今、膨大な決算の資料ということですが、今、基本的に決算の資料についてちょっと述べますと、決算の資料というのはお手元にあると思いますが、各会計決算書、これは収入役が決定するものですが、これは一般会計と特別会計と合わせて22ページになりまして、これが議会の認定に付されている資料でございます。それ以外はすべて添付資料でございますが、歳入歳出の事項別明細書、節まで入れて。それから、実質収支に関する調書、財産に関する調書、それから今言ったのが、これは収入役が調製すべき資料です。市長が調製すべき資料として、自治法では主要な施策の成果を説明する書類というのを掲げられておりますが、これについては様式については任意でございまして、私ども小樽市では、今、決算説明書というちょっと厚いこの資料、そのほかに最近は年度も整理いたしましたので、事務執行状況調、これらになるかと思えます。特に、決算説明書はどちらかというと金額中心、事務執行状況説明書は事業というより成果中心という形になっております。あと企業会計につきましては、ちょっと公営企業法の方で整理されてございまして、これには決算報告書、財務諸表、それと事業報告書、これを一緒にして一冊の本として出させていただくというようなことでございます。

佐々木(勝)委員

今回そういう意味ではたいへん努力されて、この財政再建というものを、10年の財政再建の推移、こういうものを出していただきました。これは大変な作業というふうに思いますけれども、できるだけわかりやすいという意味で書かれているというふうに思います。そういうことで、さらに要望ですけれども、これのいわゆるイメージで考えていけば、これの事業の成果といいますか、それらも年度別といいますか、積み上げといいますか、こういうようなものをつくることできないか。市民には広報などで言いますけれども、できるだけ今の状況はわかりやすくということがテーマとなっております。そういう意味で事業経過も、この中にできればいいなと思うのですが、そのへんの考えは。

(財政)財政課長

確かに、決算の書類は先ほど言ったように多いです、財政の情報というのは専門用語が多くて、数値もけたが何百億円、何十億円という数字が出てきて、なかなか実感がわからないのだと思います。しかも、単年度の決算の数

字だけではこの推移とかがわからないので、ぜひともこのたび財政状況をイメージとして皆さんにわかっていただきたいということで、昨年から財政再建シリーズということで、広報にもいろいろ図表等を載せましたので、これらも踏まえて今回つくらせていただきました。

それで、事業の成果についてのことでございますが、先ほどからの委員会でも、やはり成果として去年と比べてどうだったのか、そういうご質問がたくさんあるわけでございます。そういう意味では、事業成果についても市の事業は2,000本もありまして、そのどれをどう表現するのか、また、資料ということでございますから、一度つくったものは継続性もなければならぬ。そういう意味で、ほかの資料もいろいろつくっておりますので、研究しながら、この財政の概況に一つでも二つでもつけ加えて、参考になるような資料としていきたいと、このように考えます。

佐々木(勝)委員

時間がありませんので、明日からの委員会では各所管の部分になりますから、その所管の中で成果というものの評価というものを質問したいというふうに思います。

今日、総括ですので、そういう意味で、一つだけ聞かせていただきます。一般的に、累積赤字が60億円になると、再建団体に転落すると、こういうふうに言われています。そのいわゆる積算根拠について、ここのところを明確にしておきたいというふうに思うのです。私の認識では、財政規模における財政赤字が20パーセントになったあたりでその限度額、こういうことですが、現在では平成15年度は4,000万円の黒字と。これは実質収支。しかし、分けて見れば、さらにここで書いています単年度収支がある。また、さらに実質的な単年度収支と、こういう膨らんでいきます。だから、どう数字が当てはまるのか、こういうことがあるものですから、その点を整理して説明してください。

(財政)財政課長

準用再建団体になるのは、標準財政規模の20パーセント以上の実質収支で赤字ということになるわけです。今の小樽市の標準財政規模、これは平成15年は314億円ぐらいでございますので、この20パーセントということで60億円という数字が出てきますが、この実質単年度収支、実質収支というのをいいますと、これはかなり単純で、来年に繰り越す財源とかを除いて歳入と歳出とを差引いたものでございまして、これが今年度は4,400万円黒字でございますが、16年度、19億円の赤字予算を組んでおります。これを全く解消できないとすれば、16年度は19億円マイナス4,400万円、これが赤字額になります。それで17年度、またさらにそれを解消できなくて19億円のままであれば、17年度末では19プラス19で38の赤字になると。また来年ということで、3年たつと、今のままの財政状況を繰り返せば、3年たてばその数字の方に近づくとお思います。そういうところでございます。

佐々木(勝)委員

最後に、大まかな決算の総括を聞かせていただいて、私は終わりにします。

財政部長

今日の議論で財政問題、佐々木勝利委員からいろいろご指摘を受けまして、財政課長も答弁しておりますけれども、15年度の決算書、実質収支で4,000数万円の黒字ですが、これはあくまでも水道事業会計から6億円、それから産業廃棄物等処分事業会計から2億円を借りるような、財源対策をやっているわけです。ですから、最終的にこの財源対策を見れば、これはもう8億円ぐらいの私も赤字財政を抱えていることになります。なおかつ返済の段階では、通常下水道事業会計への繰出しも15年度4億円を切っているというようなことで編成したという経過があって、何とかこういう形でなっているわけですが、非常にもう潜在的にはなかなか税収の方向も厳しいわけです。いろいろご指摘がございましたとおりの部分もございまして、何とか16年度の予算も19億円の赤字スタートということでやってございますので、これまで行革、それから財政健全化、この辺とにかくもう着実にできるものは何でもやるというような覚悟がなければ、この15年度決算を踏まえて、16年度、17年度、18年度、今お

話ございましたように相当厳しい状況を迎えざるをえないということがございますので、今後事業を進めるに当たっても、私は、前にも申し上げたと思うのですがけれども、もうあれもこれもはできない、あれかこれかもできなくなっている、あれしかできないかもしれない状況に追い込まれているのではないかというふうに思いますから、いかにして事業を選択して行政運営をしていくことが非常に大切というふうに思っています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大島委員

監査について

まず、監査委員がまた引き続き来ておりますので、質問いたします。

定期監査報告を4月にいたしました。大部分を見たところ、ずいぶんと各部にわたって監査をしています。しかし、指摘されていることをまとめると、勤務時間とか、あるいは印鑑の保管とか、今まででもずいぶん指摘されていたことが記されています。この点、印鑑の管理については、ずさんな管理のために大変な事件を起こした職員もございます。そういうようなことから、このように時間外勤務あるいは現金の取扱い、第2回定例会でも話しましたけれども、このようなことでまだ解消できていないと、このように実は思っているのです。

また、行政監査の結果を見ましても、職員の勤務時間、臨時職員、嘱託職員の勤務日時の間違いだとか、これはもう民間では考えられないことなのです。それは一番承知しているのは、木野下監査委員だと思います。本当にこのことについても、逐次改善はされてきているものはございます。例えば、休日の時間の取扱いと申しますが、これらも改善されております。しかし、まだこのように監査報告でいさめなければならない職員の基本姿勢を私は怒っています。これには職員一人一人が本当に自己改革をしなければ、監査のたびにこういうことが見られるようでは、私は今職員が先ほどからの皆さんの質疑にありましたように、改革に取り組んでおります。私は基本の基本だと思っております。これらをどこにどのように監査委員は報告をしているのか、お願いします。

木野下監査委員

一応我々は定期監査として、だいたい年に1回、だいたい各課を回るようなところで増やしてきたところです。その中で、文書の取扱規程とか、職員のさっきの残業の問題だとか、職員の人事関連規定、それから専決規程、その辺で専決規程という、超勤の判が押しているところ押していないところとか、日付が違っているのではないかと、本当にさ細なことの指摘なのです。それ自体で何か不正が起きるとかそういう問題ではありません、はっきり言いまして。不正を見つけるということになりますと、我々は不正を前提にして監査しなければならないという話になってしまいますので、これは調査権の問題が入りますので、はっきり言いましてそこまではやっておりません。証拠書類さえそろってれば、それでオーケーで通しております。

あとは、要するに毎月同じような指摘が出るということは、入った各課においてはそれをまた認識するのですがけれども、報告、措置していくと、市長とかそういうところに出しておりますから、それを各課で部長方は全部認識しているはずなのです。それが、その課だけが認識していて、ほかの課はそういうことはないのかと申して、もう一回戻って考えてもらったら、こういうこともなくなるのではないかなと、そういう認識であります。

大島委員

さ細なことなのだというふうに思いますけれども、そのさ細なことで実は大きな問題が起きています。例えば、行政監査報告の5ページにあります。印鑑を押してあるけれども、(4)社会福祉課、印鑑の出納印も、平日、休日に行われていない。これは本来なら押されないです。ところが、印鑑の管理が悪いために、本来なら押さなければならない方が休暇でいなかったということで、休暇も押されていたということで済むと。だから、これはさ細なことではないのです。これは大きな間違いにつながるのだと思っております。この点について、また今後、報告を

受けたのが総務部だけではなくて、これは全職員にわたるような方法を講じていただきたいと、そのように思いませんか。

総務部長

まず、この監査報告があった時点で、監査委員から市長に報告されます。それで市長の方からは当然各部長に内容を知らせて、先ほどから申し上げています同じような内容というのは確かにあります。それについては同じ間違いを続けて、これは4年に1回で同じ課ということではなくて、同じ内容の間違いが各課で毎年続いてくるということは、これは監査報告の内容をきちんとチェックしていないのではないかとということもありますので、市長の方からも各部長、これは部長会議とかとありますから、そのときに再度内容をきちんと点検して、そういうことのないようにということは日々言っているのですけれども、確かにそのさ細なことが大きなことにつながるということはじゅうぶんありますので、今後もさらにこういう指導の徹底をしていきたいというふうに思います。

大島委員

よろしくお願いします。

相続と納税の関係について

続きまして、今日、書類審査がございました。不納欠損額について、この不納額について中心に見せていただきました。これを見ている中で、記入されている方が数十年前に亡くなっていた、あるいは死亡後10数年たったいたと、そういう方の名前もこの不納欠損額の中で記載されておりましたが、これは死亡した場合にはどのような手続が必要なのか。そしてまた、相続が順調にいけばそれなりの方がいると思うのですけれども、そうでない場合が多々あるように今日これを見て気がつきましたけれども、この点についてお願いします。

(財政) 渡邊主幹

ただいまの既に10年以上も前に亡くなっている方に課税されている固定資産税・都市計画税ということで、不動産が残っている場合のことだと思います。通常は、亡くなられた場合でも速やかに相続人の方とお話をして納税してもらうわけですが、何らかの事情によりまして、例えば相続放棄だとか、あるいは相続人の存在がはっきりしない、こういったような場合に、宙に浮いた形でいわゆる納税通知書の発行先がなくなってしまうと、滞納額が毎年新規に発生してくる、こういうような状況がありますけれども、法律の中で今回不納欠損というのが出ていましたけれども、滞納処分をしない、滞納処分の執行停止という措置がございまして、いわゆる相続人がはっきりしない場合だとか、いわゆる相続放棄した場合につきましては、これらについてはいわゆる宙に浮いたような状態で毎年払われない税金が毎年発生してきて、毎年滞納額が増えてくる。それを処理するために、滞納処分の執行停止という措置で、毎年若しくは3年間で消滅するような措置をとっている財産があるということだと思います。

大島委員

ちょうど私が市議員になりたてのころですから、昭和六十二、三年のころ、あるいは平成元年だったかもしれませんが、どうしても手をつけられてといいますが、隣まで住宅地が開発されているけれども、このような場所があるけれども、ちょっと調べてほしいということで、調べた経緯がございまして、当時で、明治時代に亡くなっている方です。120年経過しておりました。当時のお話を聞きましたら、もう全国に関係者が散らばっていて、40数人の判がいる、不可能だということでした。身内の方も地方に1人おりましたけれども、その方ともお会いしました。それからもう10年少したっておりますから、こういう場合というのは、例えば国に没収されるとか何とかという、これは土地です。これはありうるのですか。

(財政) 税務長

今のお話で、古い相続があった場合も、課税の立場の中では、基本的には相続人の中の方が相続登記としては、これは登記事項ですが、登記事項とは別に相続人代表者生存届というものを提出いただきまして、納付書の送付先を決定していただくというようなことになってございますけれども、先ほども昭和60年代というお話でした

けれども、この用地何年もたってしまうと全然わからないというようなこともあるかと、そう思いますけれども、ただ最終的には国に没収というのは相続人不存在という中で、相続財産法人を設立した上で処分をして、換価して国にということはありますけれども、そのまま即国に没収ということは、それはないことと、このようになっております。

大島委員

今、相談を受けていたのですが、その土地は市が借り上げしているのです。市が借り上げをして、15年度の決算で89万7,325円を支払っている。それで、その方ももうずっと以前に亡くなって、ずいぶんたっております。それで、相続の恐らく代表の方だと思っておりますけれども、その方に小樽市は支払っているみたいです。ところが、そのうちの関係者が相続分、自分の持分の相続を第三者に売ったのです。そうしたら、いや、この土地の相続、私のももらえるのですか、何分の1かもらえる分が私にもあるのだと、そういう相談が実は来ているのですけれども、それはどのような対応になるのでしょうか。

(財政) 税務長

詳しいことはわからないのですが、今のお話ですと、たぶん税に關しての部分での親族の代表者ということで、あくまでもその物件を相続するたぶん法定相続分ということかと思うのですが、法定相続分を相続するという事は別の話になってくるのではないかとこのように考えています。

大島委員

その新たな方は市に相談に来たいと言っているのですけれども、そうすると市の窓口は該当するところがないということですか。

財政部長

税の關係でございましたら、私どもの方で承ります。それ以外、直接市との貸借のことがあるというのであれば、そちらの部の方がよろしいかなと思いますし、そういった中で税の關係もまたかわりが出てくるというようなことがもしあれば、私の方ではその点のお話は伺わせていただきます。

大島委員

わかりました。

市営住宅の明渡し訴訟について

建築住宅課に伺います。午前中に住宅の書類を見させていただきました。平成10年から15年、年度別の訴えを起こした提起、あるいはまた、入居者に対して裁判を行ったケース、件数名、滞納期間、金額、そしてまたどのように対応・対処しているのか、その点についてお聞かせください。

(建設) 建築住宅課長

委員の方から、平成10年から15年ということでお話がありましたが、小樽市では平成9年度から市営住宅の明渡し訴訟を行っておりまして、まずその数字の回答をさせていただきたいと思います。平成9年度で2件、それから平成10年度2件、平成11年度1件、それぞれ明渡しの訴訟、訴えを行っております。それらの滞納額の合計が525万円ほどになっております。

大島委員

滞納期間はわかりますか。わからなければ、後でけっこうですけれども。

(建設) 建築住宅課長

それぞれの滞納月数、期間ということで、月数でよろしいでしょうか。

大島委員

それは後ほどでけっこうですから、資料として出してください。よろしいですか。

(建設) 建築住宅課長

では、後ほど打合せをさせていただいて、資料として出させていただきます。

大島委員

ヨットハウスの管理委託について

教育部にお尋ねします。

ヨットハウスの管理委託費37万598円が出ておりますけれども、どこに管理を委託しているのですか。

(教育)生涯スポーツ課長

祝津のヨットハウスの管理委託であります。委託業者は専門の委託業者とかはございません。現在、小樽ヨット連盟があそこを占有的に使っているという関係もございます。そちらの協会の方に管理面をお願いしているという経過がございます。

大島委員

ヨット連盟は正式な名前ですか。ちょっと違うような気がするのだけれども、名前が変更になっておりませんか。もしなっていなかったら、私の勘違いですけれども、なっているように思うのですけれどもね。まあいいです。それは後で確認しておきます。

それで、使用料として収入で45万円、決算書に載っているのですが、ここの管理者の管理というのはだれになっているのか、教育部のそういう担当だと思いますけれども、管理状況というのは調べるようなことというのはあるのですか。

(教育)生涯スポーツ課長

日常的に見回り等につきましては、頻繁に行っているという状態ではございません。何回か定期的に回っている状況であります。日常的には、先ほど説明しましたが、ヨット協会の方で管理していただいているということがございますので、何かありましたらそちらの方からご連絡をいただくような状態になっています。

大島委員

もし私の間違いならごめんなさい。小樽ヨット連盟というのは、たしか名前が変わったのではないかと思っているのです。それは委託するのはあなた方ですから、もし私が間違っているのだとしたら、いや、違うよ、こうだよと、反論してほしいですね。過去はヨット連盟だったのですけれども、何年か前に変わったような記憶が私にあるのです。1年ほど前に案内をもらった経緯があるのです。だから、まず管理者はだれなのか、もし間違った聞き方をしたら、いや、違うよということで、やはりがんと何言っているのだと、答弁していただきたいと思います。

質問します。もともとあそこに管理人が住んでいた経緯がございます。そしてまた、一時は管理者がいなくて、やめた経緯がございます。そして、多額の費用をかけて、冬でも管理者が暮らせるような改造をしていただきました。それから、施設面でも七、八年になりますか、シャワーだとかトイレだとか、ずいぶんそういうものも整備されました。しかし、今、経費削減という名の下で、ただいま申しましたように、その先に委託をしている。関係者の話を聞きますと、あそこを利用しているのは北大、商大、札大、それに一般市民、大学生です、愛好者です。確かに、協会なら協会でもいいです。委託していますよ。管理なんてものではないですよ。かぎは部員の数だけあるのではないかと、そのように言われております。定期的に見回りに行っている。私は、行っていないと思います。これは断言できます。なぜか。冬期間、見てください。ドアはあけっ放し、雪は玄関から入り放題、シャッターもそのとおり。確かに、日中訓練をし、競技をし、船の修理も必要ですよ。そうすると、合宿所がすぐ山の上にありますから、点在しておりますから、やりたい放題です。いいのです、それでも。きちんと施錠をし、シャッターをおろし、かぎをかけ、行ってほしいのです。だから、管理者の管理はだれがするのだという私は憎らしい質問をしなければならぬ。ここはもう目に余りますよ。これはじゅうぶん指導してください。私も先日代表者とお会いしました。話もしました。そこではちょっと話ができないようなこともお聞きしております。ここに、昭和62年に寄付されております救助艇がございます。今財産目録を見ましたら、これは載せられておりますけれども、この管理も

委託しているのですか。

教育部長

先ほど来お話がございましたけれども、まず施設管理者は私ども教育委員会でございますので、これは改めて、今、たしか名称もヨット連盟からボートセーリング協会だったかなと思うのですけれども、これは私みずからこれから冬のこと、実態も、今までのこともお聞きしました。その点、チェックさせていただきたいと、まずこの1点思います。それから、確かに経費削減だけでなく、利用実態が今まで各大学、それから一般社会人、高校生も含めまして、利用団体がしっかりしたはっきりした団体だったものですから、そういった関係、長い、長いおつき合いがございまして、そういうことで日常の運営につきましては、特に夏の本格シーズン期間中についてはお願いした経緯が特にございます。冬については、改めてこれはチェックさせていただきたいと思います。

それから、今、救助艇のお話が出ましたけれども、これにつきましても、今、お話しいたしましたような団体にゆだねているというのが実態であると思います。これも私ども改めてチェックさせていただきたいと思います。ご理解願いたいと思います。

大島委員

この船というのは、たいへんお金のかかるものなのです。だから、心配するのです。今、財産目録に小樽市のものでありますから、それでは修繕費や何かはどうしているのかということになれば、救助艇ですから万が一のときには出なければなりません。また、大会があるたびに沖合に出ています。これも常に整備が必要です。そうしますと、その費用はどこが持っているの、協会で持っているのかどうなのか、その点は今わかりになりますか。

(教育)生涯スポーツ課長

救助艇の所有者につきましては、小樽市でございますので、維持補修を含めまして、小樽市の方で負担しなければならぬというように考えております。

大島委員

昭和62年の船です。これは考えてくださいよ。45万円の使用料をもらったって、それは建物全部も含めてもらったって、これは合いませんよ。後でけっこうですから、もし小樽市教育委員会が管理するのであれば、2年に一度整備点検もございまして、どのくらいの費用がかかっているのか、教えてください。これは恐らくエンジンは取り替えていると思いますよ。また、取り替えなければならないと思います。そのようなことで、これこそ協会の方に払い下げたってけっこうでないですか。その方が小樽市は身軽になりますよ。私はそのように思っております。今までも施設の管理の方法を見ておまして、それでは船がどのような扱いになっているか、これはもう想像がつかますよ。修理費は教育委員会が支払うということになれば、これは実際は後で教えてください。これはもうこの船については考えてください。私はそう思っています。以前に、今の体制になってから、あそこに住まいしている管理人がいなくなってから、いるときには冬期間もこんな問題は発生していなかった。先日訪ねていったら、玄関はあけっ放し。あと壊れているのでないかな、ロープで押さえていたところを見ると。そうすると、9月ですよ、郵便物は踏みっ放しですよ。そこを頑張って階段を上がっているのですよ。そんな管理者、使用者がありますか。自分たちが一生懸命精神や肉体を鍛えるところですよ。驚いて帰ってきたのです。そのような方に委託をお願いしているわけですから、この件についても一考を要したい、そういうふうにはお願いしますが、いかがですか。

教育部長

今の管理体制の問題、そして救助艇の問題、改めまして先ほど申し上げましたけれども、関係団体ともその辺協議させていただきたいと、しっかりさせていただきたいと、こう思っています。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

おたる自然の村について

決算書の中から、まず使用料の部分を通じて、その施設の今後の在り方とありますが、それについてお尋ねしたいと思います。

まず、おたる自然の村の使用料なのですが、ここが予算現額の増減が930万円と非常に大きいのですが、前から、自然の村の、特に農林漁業体験されている実習館の使い方については、冬季間閉鎖とか、いろいろな試行錯誤があるのですが、この昨年度の予算現額ではなくて、昨年度の収入額、収入実額の方はどうなっていますでしょうか。

(経済)農政課長

自然の村の使用料でございますけれども、自然の村は現在、入館料は取っておりませんので、キャンプ場などの施設用具使用料、それから宿泊施設であります実習館の使用料、それからパークゴルフ場の使用料、この3本になってございます。施設用具の使用料が合計で297万5,700円、それから実習館の宿泊の施設使用料が1,611万9,650円、それからパークゴルフ場の使用料が248万7,100円となっております。

大橋委員

ごめんなさい。質問の仕方を間違えました。その数字については決算説明書でもらっているものですから、私が昨年度と言ったのは、その前の年度という意味になるのですけれども、済みません。

(経済)農政課長

平成14年度決算額ということでございますけれども、施設用具の使用料が371万7,300円、それから実習館の使用料が1,988万5,750円、それからパークゴルフ場の使用料が222万500円となっております。

大橋委員

自然の村についてはずっと議論されてきている経過がありますけれども、この宿泊施設としては非常に安いといえますか、学校などが使うには便利なものだと思うのですけれども、これが依然として減るといえるのに対して、どのような調査といたしますか、原因といたしますか、どのようにとらえていますか。

(経済)農政課長

利用者、それから利用金額についても減少しているところでございますけれども、これにつきましては、週休2日制になりまして、実習館のキャンプが減ったものですから、実習館の減額が大きいのですけれども、小中学校の宿泊研修として利用される期間が、週休2日制になったものですから、火曜日、水曜日、木曜日、この3日間が多い状態になってございます。金曜日としても土曜日が休みですから使えない。月曜日につきましても、宿泊研修前に事前研修というのがございまして、それをとらなければならないので、月曜日から入るのが難しく、火曜日、水曜日、木曜日、そういう3日の利用となっております。こういうことがございますし、それから少子化、生徒数も減っているということ、こういうことも原因の一つであるというふうに聞いてございます。

大橋委員

今、週休2日の問題は去年からの問題ではないですから、その前の原因であろうと。あと少子化、子どもが減るということは、これは理解できるのですけれども、このことについてはこれからもまだいろいろ対策はできますよね。ああいう宿泊の仕方でききよく人が泊まるような施設なのかどうか、いろいろまた検討していただきたいと思います。

観光物産プラザについて

次に、観光物産プラザについてお尋ねしますが、ここも長期的に当初の勢いを失って、一般部門も赤字とかいろいろ問題を抱えています。それで、今回もまた落ち込みが激しいわけなのですが、特に今回どういう部門で使用料が減っているのでしょうか。

(経済)商業労政課長

観光物産プラザの使用料の関係なのですけれども、いわゆる多目的ギャラリー、ここの使用料が当初見込んでいたものより、14年度と比べまして件数で14件の利用減、それと実際の日数で申し上げますと、49日間の日数の減ということで、当初の予算と比較して約110万円ほど減額となっております。それで、ここ数年来の利用状況等を見たところ、平成11年度にだいたい利用件数が81件で、利用日数としては268日というそういった状況にございました。そのときに重立ったものとしたしましては、ちょっと突出していたのですけれども、小樽市以外のいわゆるガラス工芸の展示販売という展示のそういった業者の方が、平成11年度当時25回で141日の利用日数の実績がございました。その方につきましては、平成15年度の状況で見ますと、5件の12日間ということで、この辺の利用が大幅に落ちているという状況にあります。そのほかに、一般的な社交ダンスだとか、作品の展示会だとか、そういった形につきましては、だいたい平年並みに推移しているところでございます。

大橋委員

いわゆる観光物産プラザ、あそこの問題なのですけれども、むしろ中途半端な利用の仕方と申しますか、そういう意味であれば減ってもいいのかなという思いがあります。100万円ほどの収入があるわけなのですけれども、実際問題、あそこでもいわゆる今社交ダンスというのもあったのですが、企業の研修ですとか、洋服の即売というのですか、展示会だとか、そんなことに使われているのですよね。それで、本来的にそれこそこれは山口議員の分野でありますけれども、あそこの使用をどうするのだという話を運河問題の最終局面で、それこそ新谷さんが道から来ているいろいろなことを話したときに、あそこは小樽の文化情報の発信というような位置づけで考えていく場所であると、一つのまた観光とかそういうものの中心地であるというはっきりしたものを持っていたはずなのです。それが、いつの間にか使用目的があいまいになって、いわゆる観光に来られる方だとか、また、小樽市民が寄ったときに、よくわけのわからないものもやっている。そういうようなことというのは、私は非常によくはないことだと思っておりますので、本来的な形であそこを小樽の一つの中心核としてどうするのだということをきちんと検討していただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

(経済)商業労政課長

観光物産プラザ条例上、いわゆる多目的ギャラリーにつきましては、地場産業の振興又は文化の向上に寄与するものという、そういった使用目的が掲げられております。それで、昨年もそういったご指摘を受けまして、現在、委託先であります観光協会と、多目的ギャラリー等の周知宣伝をするとともに、施設の効果的内容について現在協議を進めているところでございますので、そういった関係も受けて、今後、プラザの利用について、さらに委託先である観光協会と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

大橋委員

駐車場使用料について

同じく使用料の中で、非常に落ち込みの激しさが目立ったものに、駐車場使用料があります。この駐車場使用料についてはなぜこのように落ち込んだのか、原因について伺います。

(建設)庶務課長

駐車場使用料の減額の要因でございますけれども、これは市営駐車場の一つであります若竹駐車場の関係でございます。といいますのも、若竹駐車場、道路公団から若竹高架橋の下を借りて開設してございますけれども、実は昨年の6月から耐震補強工事ということがございまして、それで駐車場を閉鎖しております。今年も工事は入っているのですけれども、予定ではこの年内、12月28日まで工期がかかるということで、その関係で約360万円ほど減額になっているところでございます。

大橋委員

原因についてはよくわかりました。何か市営の駐車場全般についていろいろ場所的なものなのか、使い勝手が悪

いのか、あまり振るわない駐車場が多いような気がしております。それについてはまた別の機会に質問をしたいと思えます。

訴訟について

次に、諸費についてなのですが、訴訟関係経費953万4,200円というのがあります。それから、顧問弁護士経費が120万円あります。他都市と別にきちんと比べたわけではないのですが、マスコミの関係者の方とかが転入してくると、小樽というのはいろいろな訴訟事にずいぶん市がかかわっているのが多いまちですねと、ニュースになることが多いという感想を述べる方もいらっしゃいます。現在の小樽市が抱えている訴訟の関係につきまして、訴訟中のものとそれから件数と内容といえますか、内訳といえますか、それについて教えていただきたいと思えます。

(総務)総務課長

現在、小樽市の方で訴訟関係として係争中のものについては8件ございまして、中では現在控訴されて上告審まで行っているものが1件と、控訴になっているのが3件、第1審の中でやっているのが4件というぐあいになっています。

大橋委員

内訳、内容という意味は、現在上告されているかどうかということよりも、どんな案件が具体的なこと、例えば病気の問題であるのか、それこそ外人の問題もありますし、そこら辺はどうなのですか。

(総務)総務課長

裁判の中身ですが、最高裁に行っていますのが築港地区の区画整理の関係、それと築港駅舎の無償譲渡の関係、あと人種差別の関係、それと日正寺の石垣の崩落の関係では個別に3件、別々で事件となっております。あと富岡の高齢者住宅の関係ということです。あとフィッシュミールの関係と、病院の医療過誤の関係が1件だけです。

大橋委員

個々の中身につきましては別としまして、いろいろ多いという感想を持ったのです。それで、この顧問弁護士の経費120万円なのですが、けっきょくこれは何人の弁護士に払う金額でしょうか。

(総務)総務課長

顧問弁護士の10万円につきましては、設置規則によりまして、平成4年4月から弁護士1名にお払いしているものでございます。

大橋委員

それから、訴訟費用の中に、将来的に訴訟が終わった時点で回収できるものもあるのかなという思いもあるのですが、個人がけっきょく訴えられている形になっていて、弁護士費用を市が立て替えているというふうには私は認識していたのが、新谷前市長の訴訟の問題で、築港に絡むものがありますけれども、今後、私の認識では現在市が立て替えているという形になって、これが裁判の結果によっては弁護士費用、訴訟費用については市の方で回収される部分が出てくる、そういうようなことでいいのでしょうか。

(総務)総務課長

築港の関係につきましては、委員、ご指摘のとおり、新谷昌明個人という問題で訴えられているものもあります。これにつきましては、個人の訴えですので、当然弁護士をつけて今やっているところですが、これは当然ご本人が着手金を払っていると、こういうことなのです。もし結論として、裁判の結果が出まして、例えば勝訴となった場合について、これは市長時代の仕事に対するものだということになりますから、逆に言えば個人が立て替えた費用について市の方で応分の負担をすると、こういう形になるかと思えます。

大橋委員

はい、わかりました。私の認識がちょっと違っていましたが、正確なところがわかってよかったと思えます。

緊急通報システムについて

あと在宅虚弱者・高齢者緊急通報システムの取扱いなのですが、これはこういうシステムが導入されるころに、小樽市もこれからどんどん導入されて、在宅の障害者の方々とかそういう方が安心して暮らせる時代になるといいなと思っていたのですが、現在、この1,262万3,910円なのですが、これの対象者の資格と、それから何人の方が利用されているかについてお聞きします。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

まず対象者でございますけれども、おおむね65歳以上の独居の高齢者あるいは高齢者のみの世帯の方で、前年度、前年分の市民税均等割非課税の方、こういった方を対象にしております。なおかつ心臓疾患、それから高血圧等慢性疾患のある方で、日常生活上常時注意を要する方、そういった方を対象にしております。現在、8月末の設置数でございますけれども、344件という状況になってございます。

大橋委員

実は、この2週間ほどの間に、私の親しい方で80歳以上の高齢者の方が自宅で亡くなって、20時間たって発見されたケースと、それから病気で倒れて、たまたま訪ねていたら倒れた状態で、病院に運んだら死んでしまったケースと、連続して発生しているのです。その2件の方は非常に元気な方で、前の日まで活動されていた方だったのですが、その344件の方の部分につきましては病気を持っている方ということなのですが、現在、このシステムがあることによって効果があったといえますか、そういうようなことは立証されていますでしょうか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

15年度の実績で話させていただきますと、例えば緊急でぐあいが悪くなったといったようなときに、機器の緊急ボタンを押していただいた状況の中では、救急車を手配をした件数は、15年度実績で29件ございました。そのほかに、介護というか、何か支援していただきたいというものが2件程度ございました。そういう状況になってございます。

大橋委員

施設事務費について

これは、私が理解力が足りないので教えてほしいということの質問なのですが、生活保護費の中に施設事務費というのがあります。これはどのような内容のものでしょうか。

(福祉) 保護課長

施設事務費といいますのは、生活保護を根拠とします保護施設に入所されている方に、各施設ごとに保護費の中から支払うお金ということでございます。

大橋委員

その保護施設というのは、病院でもないし、よくわからないのですが、保護施設というのはこれはどういうものであって、小樽にそれに該当するものがあるのか、又はけっきょくどこにあってどこに払わせているのか、その辺を教えてください。

(福祉) 保護課長

保護施設には幾つか種類がございます。ここに載っています延べ207人というのは、救護施設に入所されている方に対する保護費でございます。救護施設というのは、身体又は精神上著しい障害があるために、居宅等で日常生活を営むことが困難な被保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設ということでございます。小樽市内にはこういう救護施設はございません。それで、この延べ207人につきましては、札幌に4施設ございますので、そこに15人、それから道主管で函館、それから歌志内等にそういう施設が5施設ございます。あと今年度9月末でいえば、もう1人函館のそういう施設に入居されてございます。費用等につきましては、先ほど言いましたように、これは道の方から支弁額についての各施設ごとの内示金がございます。それに合わせて各施設によ

て上下はございますけれども、1人当たり月だいたい15万円から16万円ぐらいの範囲内で、それを各施設に市の方から支払いしているという流れになってございます。

大橋委員

一般の話と違って、どうもよくまだ飲み込めていないのですけれども、けっきょく病院に入れるわけではないし、精神病院に入れるわけではないし、いったいその保護施設に入れなければならない状況というのはどんな状況の人をこの施設に入れるということになるのでしょうか。それと、どうして普通であれば大抵小樽市内にいろいろな施設で対応できるような気がするのですけれども、この施設というのはどこが特殊なものなのかなという印象を持っていたのですが、どうなのですか。

(福祉)保護課長

当然今も話しましたように、救護施設であれば寝たきりとかでございませぬので、日常生活において営むのが困難という方が対象であります。当然、精神的に通常の方よりも若干劣っている等の方ですと、日常生活の中でも、例えばよく消費者行政の中であります訪問販売等に意外とひっかかりやすい、それから金銭管理も当然できづらい、それから火の始末もなかなか自分一人ではできない、そういう方を居宅に置いておくことで逆にそういうもろもろの悪条件が起こる可能性があるわけで、そういう方をそういう施設、これは従来からそういう施設がございまして、そういう施設に入所していただくことによって、そういう被害からその方を守ろうというのがこの本来の保護施設の役割でございまして、それに沿って市の方も、当然本人の希望もございまして、周りの方のそういう助言、それから市の指導・助言もございまして、そういうところに入所していただいているという状況にございます。

委員長

れいめいの会の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。